

平成25年 第2回

# 南関町議会6月定例会会議録

平成25年6月19日開会

平成25年6月21日閉会

6 月 1 9 日 (水)

(第 1 日 目)

## 平成25年第2回南関町議会定例会（第1号）

平成25年6月19日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

10番 唐 杉 純 夫 君

11番 酒 見 喬 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

日程第6 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町税条例の一部を改正する条例）

日程第7 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第8 議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成24年度南関町一般会計補正予算（第7号））

日程第9 議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算

（第5号））

日程第10 議案第47号 南関町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第11 議案第48号 南関町子ども・子育て審議会条例の制定について

日程第12 議案第49号 平成25年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第50号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号））について

日程第14 議案第51号 業務委託契約の締結について

日程第15 議案第52号 工事請負契約の締結について

日程第16 一般質問について（4名）

①2番議員 ②5番議員 ③11番議員

④6番議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 井下 忠俊 君  
3番 打越 潤一 君  
5番 田口 浩 君  
8番 山口 純子 君  
10番 唐杉 純夫 君  
12番 本田 眞二 君

2番 境田 敏高 君  
4番 鶴地 仁 君  
6番 島崎 英樹 君  
9番 橋永 芳政 君  
11番 酒見 喬 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	上田 数吉 君	住民課長	菅原 力 君
副町長	本山 一男 君	福祉課長	坂井 智徳 君
教育長	大里 耕守 君	経済課長	西田 裕幸 君
総務課長	堀 賢司 君	建設課長	大木 義隆 君
会計管理者	木村 浩二 君	教育課長	大石 和幸 君
まちづくり推進課長	佐藤 安彦 君	延寿荘長	福田 恵美子 君
福祉課審議員	北原 宏春 君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	松本 寛 君	書記	橋本 恵 君
--------	--------	----	--------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立、礼、おはようございます。お座りください。

ただ今から平成25年第2回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（本田眞二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番議員、11番議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期決定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から6月21日までの3日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から6月21日までの3日間とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（本田眞二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、第38回町村議会議長副議長研修会並びに加工農産物研修についてであります。別紙が入っておりますが、本研修会は、去る5月28日から30日まで、東京メルパルクホール及び山梨県笛吹市にて研修いたしました。

東京メルパルクホールでは、28日午後から、1部では、東大法学部教授 金井利之先生による「町村議会に期待する」という題で、平成の町村大合併について周辺部の「見えぬ化」や衰退の加速、また少しでも食い止めるための手段として、議員による地域包括ケアの活動の必要性を提言されました。さらには、道州制について市町村合併の二の舞をより大きな規模で繰り返すと危惧される提言もいただきました。

また、2部では、議会基本条例の制定までのいきさつや今後の課題などについて4名の議長をパネラーに迎え、司会者による対談方式で進行されました。地域報告会や議会傍聴などでの集客の難しさなどご苦勞されておりました。また、反問権なども含め、議員の資質向上につながるという指摘もいただきました。また、茨城県大洗町議会では、条例制定後、古い考えから3名の方が議員辞職されたとのことでした。

2日目は、午前中、メルパルクホールにて、歴史家の加来耕三氏による「歴史に見るリーダーの条件」と題し、通説と史実の違いを通し、しっかりとした洞察力に基づく認識の重要性を説かれました。

次に、TBS報道局解説の杉尾秀哉氏による「報道から見たこれまでの日本の姿」と題して講演が開かれました。

2日目午後から3日目まで、場所を移動して山梨県笛吹市にて研修いたしました。笛吹市は平成16年6町村が合併して出来た市で、甲府盆地の中央部に位置し、山裾から平坦地まで、果樹を中心とした農地が広がっておりました。一番驚いたのは、米作の田を見つけられなかったことです。平野部では、民家と民家の隙間なく、露地やハウスにて、ブドウ、桃、さくらんぼ、梅、リンゴなどが多く栽培されておりました。時期になると観光農園が盛んであり、ワイン製造所も多く点在しておりました。「農業生産法人マルサフルーツで」は、ワインを中心に生産加工をされ、いろいろなところで販売されておりました。また、その娘さんが国道沿いにマルサマルシェという販売所を出されておりました。そこでは、お客さんと一緒に農園の作物を収穫して、ジャムやコンポート、スイートポテト、干し芋子作りなどを体験販売されておりました。ちなみに、さくらんぼは1反当たり200万円の収穫高が上がるということでした。中山間地域地形の本町における農業の将来の一つの方向性ではないかと実感した研修でした。以上が報告書です。

報告の第2点は、平成25年度町村議会議長研修会についてであります。本研修会は、去る5月16日、熊本市の熊本県市町村自治会館で開催されました。時事通信社解説委員、政治評論家の田崎史郎氏を講師に迎え、「これからの政局・政治はどう動く」という演題で講演がありました。田崎氏は主に自民党を過去30年以上にわたり取材され、政局の節目節目に行動した政治家個人個人の人となりや、色々なエピソードを織り交ぜて解説され、「政治とは川のように流れ、常に変化をしていくものである」と述べ、政治家は50%の情、情け、25%の利益、損得、25%の理・ことわりで行動しているといった持論を展開されたのが印象的でした。また、安倍政権への目下の注目点は、停止した原発をいつ稼働させるかということであり、経済成長戦略を早く軌道に乗せるための試金石となると述べておられました。

報告の第3点は、例月出納検査等報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員 井上康幸君、島崎英樹君より、平成25年2月分、3月分、4月分、そして平成25年度4月分の出納検査結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

-----○-----

#### 日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（本田眞二君） 日程第4、陳情の委員会付託等についてです。

本日まで受理いたしました陳情書は、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、配付いたしましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（上田数吉君） 皆さん、おはようございます。

平成25年6月定例議会開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年は、昨年より3日早く5月27日に梅雨入りが発表されましたが、梅雨の時期には珍しく雨らしい雨は降っていない状況にあります。このように雨が少ないと、梅雨末期の大雨がたいへん心配されるところでございます。

昨年は、阿蘇地方に局地的な大雨となり、大きな災害をもたらしました。当町ではこのところ、大きな災害はあっておりませんが、いつ何時、大災害に見舞われるか分かりません。6月5日に南関町防災会議を開催し、自衛隊、九州地方整備局、熊本气象台など、災害に関わる関係機関が一堂に会し、災害対策の連携を確認し、災害の備え、体制の強化を図ったところでございます。

さて、政府は、アベノミクスの3本の矢の最後の経済財政運営の改革の基本方針、いわゆる骨太の方針を決定いたしました。日本経済の再生を目指して、安倍政権の真価が問われるところでございますが、金融市場ではまだ十分ではないとの判断から、円高、株安に市場が反応している状況でございます。

次に、町政に関しましては、私の任期も10カ月を切りましたので、これまでの課題等に適切に対処するため、着実な事業の推進を図っていきたくと考えております。特に産業廃棄物処理施設建設に伴う地域振興策につきましては、これまで地元の苦勞に報いるためにも、早急な取り組みを進めていかなければならないと思っております。組織内の体制強化を図ることにしております。また、中山間地域総合整備事業も今後の南関町の農業の発展のためにも重要な事業でありますので、積極的な事業展開を図っていきたくと考えております。南関町の発展のため、最後まで全力で取り組みますので、皆さま方のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、今回提案いたします案件は、条例の制定につきましては、南関町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について外1件を提案しております。特に南関町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、東日本大震災の復興のため、国の要請を受けまして、職員の給料を0.1%減額するものでございます。また、南関町子ども・子育て審議会条例は、子育て支援の強化を図るため審議会を設置するものでございます。

次に、平成25年度南関町一般会計補正予算でございますが、今回、1億1,608万6,000円を追加しているところでございます。特に地域振興策の町道米田鬼王線、仮称白間山工区関係では、測量設計業務に5,317万2,000円、公有財産購入費に1,834万5,000円などを補正しているところでございます。また、道路新設改良費といたしまして、大西桜原線の改良工事に1,100万円、補償費として、大場中通線など5路線に2,058万円、教育費といたしまして、運動活動地域連携再構築事業の371万7,000円を補正しているところでございます。

次に、業務委託契約の締結の議案につきましては、町道米田鬼王線、仮称米田工区の測量業務を熊本県に業務委託するため提案しております。工事契約の締結につきましては、南関第一小学校の北校舎の耐震改修工事の契約に伴う議案でございます。

報告1件、議案10件を提案しておりますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日はお世話になります。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

日程第5、報告第1号から日程第15、議案第52号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、日程第5、報告第1号から日程第15、議案第52号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越報告について
- 日程第 6 議案第 43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第 44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成24年度南関町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 9 議案第 46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第10 議案第 47号 南関町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 48号 南関町子ども・子育て審議会条例の制定について
- 日程第12 議案第 49号 平成25年度南関町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第 50号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第 51号 業務委託契約の締結について
- 日程第15 議案第 52号 工事請負契約の締結について

○議長（本田眞二君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） [議案名朗読]

○議長（本田眞二君） 配付漏れなどありませんか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 報告第1号、繰越明許費の繰越報告についてご説明いたします。

平成24年度南関町一般会計歳出予算の経費を平成25年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰越計算書により事業名と繰越額について説明いたします。まず、農地につきましては、山中堰、中野堰、大場水中ポンプ工事等設計委託料の経費として1億5,600万円を繰り越しています。地域の元気づくり臨時交付金事業でございます。

次に、道路新設改良費は、巖・今線、松葉線、大場中通線外3路線の工事費等の経費として3,591万8,000円を繰り越しています。

次に、社会資本整備総合交付金事業は、関村田原線、古野線外3路線の工事費等の経費として2億1,589万9,000円を繰り越しています。

次のページをお開きください。

平成24年度南関町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。公共下水道費は、関東地区と関下地区の管渠築造工事の経費として9,100万円を繰り越しています。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 第43号議案、専決処分報告及び承認を求めることについて。南関町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを報告し、承認を求めなければならないとなっておりますので提案するものでございます。

専決第1号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容の説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律が第183通常国会において、平成25年3月29日に可決・成立し、同3月30日に公布されました。関連します政令・省令もそれぞれ公布され、いずれも4月1日より施行されることとなりました。これに伴いまして、本条例を改正したものでございます。

それでは、条例案についてご説明をいたします。2枚おめくりください。

南関町条例第23号で、南関町税条例の一部を改正する条例として、次のように改正したものでございます。第34条の7第2項に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を追加したものでございます。これは都道府県または市町村に対

する寄附金にかかる個人の町民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率100分の2.1を乗じて得た率を加算する措置を講ずることとなったためでございます。

第54条第5項と第131条第4項の改正につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等にかかる固定資産税の納税義務者の特例措置及び旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産にかかる固定資産税の非課税措置が廃止されたことに伴う削除でございます。

次に、制定附則の改正です。附則第3条については、延滞金の割合が各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては年14.6%の割合にあつては、当該年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%を加算した割合とするという、延滞金の割合等の見直しにより、第1項を改正するとともに、新たに第2項を追加するものです。

附則第4条については、法人住民税及び法人事業税について、納期限の延長があつた場合の延滞金の割合の見直しに伴う改正です。

附則第4条の2については、条文内の「第9項」を「第10項」に改めるものでございます。

附則第7条の3の2につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての適用期限の延長に伴う改正でございます。

附則第17条の2第3項中の「又は第37条の9の2から第37条の9の5までの」を、「第37条の9の4又は第37条の9の5の」に改めます。これは優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例に関するものです。

附則第22条の2については、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長等の特例について、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして、居住の用に供することができなくなったものの、被相続人が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるとされたことに伴う改正です。本町には現在、該当者はありません。

第23条については、東日本大震災によりその有していた自己の居住用財産が滅失等をして、居住の用に供することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得または増改築等をして、平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合の個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての適用期限の延長に伴う改正です。これも本町には現在、該当者はありません。

附則としまして、第1条は施行期日です。この条例は平成25年4月1日から施行するものです。ただし、第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の

規定は、平成26年4月1日から施行するものです。

第2条は延滞金に関する経過措置です。改正後の附則第3条の2の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日、前の期間に対応するものについては従前の例によります。

第3条は、町民税に関する経過措置です。新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、平成25年度までの町民税については従前の例によります。

附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用するものです。また、第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、平成26年度までの個人の町民税については従前の例によります。

第4条は、固定資産税に関する経過措置です。別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税に関して適用し、平成24年度までの固定資産税については従前の例によります。また、平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅にかかる耐震改修にかかる契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする規定です。

以上で、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

申し訳ありません。ただいま申し上げました附則のところの説明で、1条の1号ですけれども、平成26年1月1日というところを、ただいま4月1日というふうにご説明申し上げました。訂正させていただきます。26年1月1日の誤りでございます。申し訳ありませんでした。

続きまして、第44号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて。南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は次の会議においてこれを報告し、承認を求めなければならないとなっていますので、提案するものでございます。

1枚おめくりください。

専決第2号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び内容の説明をいたします。国民健康保険税の世帯別平等割額の減額について、減額の対象を判定する基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者、これを特定同一世帯所属者といいますが、その特定同一世帯所属者をその算定上を含むこととする措置について、移行後5年目までの期間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置とすることとしたこと、及び移行後5年目までの特定世帯に対して世帯別均等割額を2分の1低減する

措置に加え、特定継続世帯、これは移行後6年目から8年目までの世帯をいいますが、その特定継続世帯においても世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を講ずることとされたことに伴いまして、本条例を改正するものでございます。

資料のほうをもう1枚おめくりください。

南関町条例第24号で、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例として、次のように改正したものでございます。改正の内容につきましては、ただいまご説明しました内容に伴いましての条文の改正と、第5条の2の国民健康保険の被保険者にかかる世帯別平等割額と、第7条の3の国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、新たに特定継続世帯分を追加し、第23条では国民健康保険税の特定継続世帯の減額する金額を新たに追加するものでございます。

また、附則として、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例について、条文内の条項等の改正を行っておりますが、本町には現在、該当者はありません。

次に、附則としまして、第1条は施行期日です。この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

附則第16項の改正については、平成26年1月1日から施行するものです。

第2条は、事項に定めるものを除き、改正後の南関町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によります。

また、改正後の南関町国民健康保険税条例、附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するとする規定です。

以上で、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第40号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

平成24年度南関町一般会計補正予算（第7号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,084万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,552万7,000円とするものでございます。今回の補正は、交付金等の確定に伴い、補正予算したものでございます。

次ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入から説明いたします。まず、2款の地方譲与税、1項の地方揮発油譲与税につきましては335万1,000円を減額し、1,784万9,000円とする

ものでございます。2項の自動車重量譲与税につきましては、1,253万円を減額し、4,217万円とするものでございます。

3款の利子割交付金でございます。112万3,000円を減額し、147万7,000円とするものでございます。

4款の配当割交付金60万7,000円を追加し、100万7,000円とするものでございます

5款の株式等譲渡所得割交付金5万4,000円を追加し、25万4,000円とするものでございます。

6款の地方消費税交付金84万8,000円を減額し、1億75万2,000円とするものでございます

7款のゴルフ場利用税交付金99万9,000円を減額し、1,130万1,000円とするものでございます。

8款の自動車取得税交付金195万6,000円を減額し、1,304万4,000円とするものでございます。

9款の地方特例交付金600万3,000円を減額し、179万7,000円とするものでございます。

10款の地方交付税8,640万2,000円を追加し、19億3,783万5,000円とするものでございます。

11款の交通安全対策特別交付金30万2,000円を減額し、138万8,000円とするものでございます。

21款の町債1億80万円を減額し、7億2,369万7,000円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額52億9,637万6,000円、今回の補正額4,084万9,000円を減額し、52億5,552万7,000円とするものでございます。

3ページの歳出でございます。2款の総務費、1項の総務管理費でございます。3,300万円を追加し、5億376万5,000円とするものでございます。

5款の農林水産業費、1項の農業費270万円を減額し、4億1,955万9,000円とするものでございます。

7款の土木費、2項の道路橋梁費4,750万円を減額し、4億4,712万5,000円とするものでございます。6項の浄化槽整備推進事業費20万円を減額し、1,880万4,000円とするものでございます。

8款の消防費、9款の教育費については、財源の組み替えでございます。

10款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費1,400万円を減額し、3,143万7,000円とするものでございます。2項の公共土木施設災害復旧費930万円を減額し、2,140万円とするものでございます。

12款予備費14万9,000円を減額し、999万5,000円とするものでございます。

歳出合計52億9,637万6,000円に対しまして、4,084万9,000円を減額しまして、52億5,552万7,000円とするものでございます。

次ページをお願いします。

第2表の繰越明許費の補正でございます。7款の土木費、2項の道路改良費でございます。補正前の額が2億9,883万円を2億5,183万7,000円としております。

5ページの第3表の地方債の補正でございます。事業費の確定に伴い補正したものでございます。1のほ場整備事業につきましては、補正後の額は3,310万円です。2道路橋梁整備事業につきましては2億1,900万円、3小学校整備事業につきましては1億2,810万円、3の中学校整備事業につきましては3,840万円、5の消防防災設備整備事業につきましては1,630万円、8災害復旧事業につきましては840万円に、それぞれ補正しております。

ページの8ページをお願いします。

まず、歳入でございます。歳入につきましては、第1表の説明をしておりますので、重複しているところがありますので、全体的に見て9ページの10款の地方交付税、1項の地方交付税の1節の地方交付税8,640万2,000円につきましては、特別交付税の補正でございます。

次に、10ページにつきましては、地方債、先ほど説明しました地方債の補正のとおり補正をしております。

次に、歳出でございます。11ページの歳出を説明いたします。

2款の総務費でございます。6目の財政調整基金3,300万円を追加し、3,858万1,000円としております。これは財政調整基金の積立金でございます。財政調整基金の積立金の補正後の積立額は11億686万3,000円となっております。

次に、5款の農林水産業費、4目の農地費につきましては、19節の負担金補助及び交付金を減額しております。減額額は270万円でございます。県営土地改良事業費負担金、事業費の確定に伴って減額したものでございます。

次に、7款の土木費、3目の道路新設改良費につきましては、15節の工事請負費4,350万円を減額しております。これにつきましては、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、事業費を減額したものでございます。22節の補償、補填及び賠償金では、400万円を減額しております。

続きまして、7款の土木費、1目の浄化槽整備推進事業費でございます。28節の繰出金を20万円減額しております。浄化槽整備推進事業特別会計の繰出金でございます。

12ページをお開きください。

8款の消防費、9款の教育費については、財源の組み替えでございます。

続きまして、10款の災害復旧費につきましては、1目の農地等災害復旧費につきましては、15節の工事請負費を1,400万円減額しております。事業費の確定に伴うものです。農災が合わせて20件の事業をしておるところでございます。

続きまして、同じく10款の災害復旧費、1目の河川等災害復旧費でございます。15節の工事請負費を930万円減額しております。対象は9件でございます。13ページ予備費につきましては、14万9,000円を減額しているところでございます。

以上で説明を終わります、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第46号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

専決第4号は、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第5号）といたしまして、平成25年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

予算書をお開きください。

専決第4号、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第5号）でございます。補正の金額はございませんが、今回は事業の確定によって町債の額を変更するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

歳入でございます。一般会計繰入金を20万円減額して1,880万4,000円とし、町債を20万円追加して1,580万円とするものでございます。

3ページは、地方債の補正でございます。公共下水道事業の1,560万円を1,580万円とするものでございます。

4ページの総括表は、繰入金、町債、それぞれ20万円を減額、追加して、調整するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第47号議案、南関町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

本年1月28日に総務大臣から、地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体においても国に準じた必要な措置を講ずるよう要請があったところでございます。この趣旨として、日本の再生のため、東日本大震災を契機とした防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に対応することを目的としております。この要請を受けまして、当町も国に準じた取り組みとして、ラスパイレス指数が100を上回る0.1分の減額する特例条例を制定するものでございます。

それでは、条例事項内容について説明します。

第1条に趣旨を書いております。給与削減の趣旨を定め、特例期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間と定めています。

第2条の第1項において、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を100分の0.1に減額することを定めています。同条の第2項中、第17条は休職者の給与を定めた規定でございます。1号の第17条第1項につきましては、公務上の疾病による休職について定めた規定でございます。第17条の2項につきましては、結核性疾患による休職について定めた規定でございます。同じく、3項につきましては、心身の故障による休職について定めた規定でございます。同じく4項につきましては、刑事事件に関し起訴された場合による休職について定めた規定でございます。3項におきましては、一般職給与条例の第9条から第10条の2までとは、それぞれ給与の減額、時間外勤務手当、それから休日勤務手当を定めた規定でございます。

一般職給与条例第11条とは、勤務時間1時間当たりの給与額の算出を定めた規定でございます。

それから、次のページの第3条から第6条までにおきましては、それぞれ育児休業等に関する条例、それから南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、それから第5条には南関町職員の修学部分休業に関する条例、第6条につきましては南関町の高齢者部分休業に関する条例の特例ということで、いわゆるこの条例の中で1時間当たりの単価につきましては、特例の条例によるということを決めたものでございます。

第7条につきましては、端数の計算の仕方、1円未満の端数が生じたときについてはこれを切り捨てるものとする。

最後に附則でございます。附則として、平成25年7月1日から施行するものとしております。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第48号議案、南関町子ども・子育て審議会条例の制定について、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

南関町子ども・子育て審議会条例を別紙のとおり制定するものでございます。平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、平成24年8月に子ども・子育て支援法など、関連三法が公布されたところでございます。

新制度の実施にあたりまして、内閣は子ども・子育て支援法76条の規定に基づき、子ども・子育て会議令を制定し、平成25年4月1日から施行され、具体的な施策等の検討に入っているところでございます。

同じく、子ども・子育て支援法第77条の審議会その他の合議制の機関、地方版子ども・子育て会議に関する規定によりまして、市町村は条例で定めるものとするところからご提案するものでございます。

次ページの審議会の条例案をお願いいたします。

第1条に目的といたしまして、執行機関の附属機関として設置するということで、第138条の4第3項の規定に基づき、南関町子ども・子育て審議会を置くものとしてございます。



第2条に所掌事務の規定でございます。子ども・子育て支援法第77条に規定する事務、具体的には保育施設等の利用定員の設定に関する事、また保育事業の利用の定員の設定に関する事、それから子ども・子育て支援事業計画に関する事、及び子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況の調査、審議することということに規定をいたしております。

第3条に組織及び任期の規定でございます。具体的には委員15名以内で組織し、任期は2年とすると定めるものでございます。

第4条に会長等の規定、それから第5条に会議の規定、第6条に委任として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものと規定するのでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成25年7月1日から施行するものものとございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第49号議案、平成25年度南関町一般会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,608万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億556万7,000円とするものものとございます。

次ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、まず歳入を説明していきます。12款分担金及び負担金でございます。120万円を追加し、150万円とするものものとございます。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料でございます。1,000円を追加し、1億6,497万4,000円とするものものとございます。

14款の国庫支出金、2項の国庫補助金につきましては、550万6,000円を追加し、3億4,350万9,000円とするものものとございます。3項の国庫委託金371万7,000円を追加し、702万7,000円とするものものとございます。

15款の県支出金、2項の県補助金643万4,000円を追加し、3億2,123万円とするものものとございます。

18款の繰入金につきましては、200万円を減額し、2億7,706万2,000円とするものものとございます。

20款の諸収入、4項の雑入でございます。12万8,000円を追加し、2,183万1,000円とするものものとございます。

21款の町債でございます。1億110万円を追加し、8億3,590万円とするものものとございます。

歳入合計、補正前額が55億8,948万1,000円に対しまして、1億1,608万6,0

00円を追加し、57億556万7,000円とするものでございます。

3ページの歳出でございます。

1款議会費、1項の議会費につきましては1万2,000円を減額し、8,060万3,000円とするものでございます。

2款の総務費、1項の総務管理費、597万7,000円を減額し、5億3,932万9,000円とするものでございます。2項の徴税費、730万7,000円を追加し、1億221万2,000円とするものでございます。3項の戸籍住民基本台帳費、243万9,000円を追加し、2,681万円とするものでございます。

選挙費については、補正はありません。需用費の更正をしているだけでございます。

3款の民生費、1項の社会福祉費でございます。133万6,000円を減額し、11億9,956万8,000円とするものでございます。2項の児童福祉費、131万8,000円を追加し、3億9,271万7,000円とするものでございます。

4款の衛生費、1項の保健衛生費でございます。5,190万8,000円を追加し、5億8,281万3,000円とするものでございます。

5款の農林水産業費、1項の農業費、1,277万1,000円を追加し、2億9,336万9,000円とするものでございます。2項の林業費、1万6,000円を追加し、1,373万円とするものでございます。

6款の商工費、1項の商工費、398万3,000円を減額し、7,567万7,000円とするものでございます。

7款の土木費でございます。1項の土木管理費、270万円を追加し、6,605万5,000円とするものでございます。2項の道路橋梁費、4,343万6,000円を追加し、5億2,117万2,000円とするものでございます。4項の住宅費、5万6,000円を追加し、2,962万1,000円とするものでございます。

8款の消防費、1項の消防費でございます。69万3,000円を追加し、2億1,131万8,000円とするものでございます。

9款の教育費、1項の教育総務費、7,000円を減額し、5,155万8,000円とするものでございます。4項の社会教育費、383万2,000円を追加し、1億949万1,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

5項の保健体育費でございます。7,000円を減額し、6,465万6,000円とするものでございます。

12款予備費、83万7,000円を追加し、1,052万2,000円とするものでございます。

歳出合計、補正前の額が55億8,948万1,000円に対しまして、今回、1億1,608万6,000円を追加し、57億556万7,000円とするものでございます。

次に、5ページの第2表債務負担行為の補正でございます。総合文化福祉センターの事務機の賃借料、期間が平成26年度から平成30年度につきましては、限度額を80万6,000円としております。

続きまして、廃止としまして、ノートパソコンの賃借料、期間が平成26年度から平成28年度までしております。限度額1,158万1,000円の債務負担を廃止しております。

続きまして、6ページの第3表の地方債の補正でございます。道路橋梁整備事業につきましては、補正前が2億4,760万円を3億4,160万円に増額しております。消防防災設備事業につきましては、2,230万円を2,940万円に変更しております。

続きまして、9ページをお開きください。

歳入でございます。12款の分担金及び負担金、1目の農林水産業費分担金でございます。120万円を追加しております。これは農業基盤整備促進事業負担金で、西金輪塚堰の事業に伴う地元負担金でございます。

続きまして、14款の国庫支出金、2項の国庫補助金でございます。1目の総務費国庫補助金につきましては、96万円を増額しております。地域の元気臨時交付金でございます。続きまして、4目の土木費国庫補助金につきましては、454万6,000円、社会資本整備総合交付金で増額しております。

14款の国庫支出金、3目の教育費国庫委託金につきましては、371万7,000円を追加しております。運動部活動地域連携再構築事業の委託金でございます。

それと、15款の県支出金につきましては、農林水産業費の県補助金でございます。説明の欄を見ていただきたいと思えます。農業者戸別所得補償制度推進事業補助金、これは事業名の変更に伴って262万7,000円を減額したもので、新しい事業名は一番下の欄の経営所得安定対策推進事業補助金となっております。額についても、少し増額して300万円としているところです。

それから、中段の農業基盤整備促進事業交付金につきましては、先ほど分担金の中でも説明しました西金輪塚堰の県の補助金で560万円でございます。

次に、10ページをお開きください。

同じく、15款の県支出金の7目の消防費県補助金でございます。35万円を追加しております。これは自主防災組織設立促進事業補助金、7地区分を計上しております。

18款の繰入金につきましては、1目の財政調整基金繰入金については200万円を減額しております。

それから、21款の町債、3目の土木費につきましては9,400万円、道路橋梁整備事業債で増額しているところです。相谷・坂の上線外9路線の改良工事に伴うものでございます。

次、6目の消防費、消防債につきましては、消防防災設備整備事業債として710万円を計上しております。防火水槽、消防設備等の事業に伴うものでございます。

11ページの歳出の説明に入ります。主なものだけを説明していきます。

まず、11ページの2款の総務費、12目の電子計算費につきましては、14節の使用料及び賃借料を386万円を減額しております。そして、備品購入費で430万9,000円を計上しているところでございます。当初、ノートパソコンの賃借料として386万円を計上しておりましたが、3年間の債務負担行為の中でも説明しましたけど、購入したほうが安価になると。債務負担行為を起こしてリース計画するよりも利子分を払わなくていいということで、備品購入費に予算を組み替えたものでございます。ちなみに、事務用品としてノートパソコン、職員が使用する114台分のノートパソコンでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

3款の民生費、1目の社会福祉総務費につきましては、23節の償還金、利子及び割引料を112万6,000円を計上しているところでございます。これは内訳のとおり、国庫負担金の返還金でございます。

続きまして、14ページをお開きください。

3款の民生費の11目の総合文化福祉センター費でございます。1節の報酬、498万6,000円を減額しております。それから、7節の賃金に401万7,000円を追加しております。これは非常勤職員の報酬と臨時職員の賃金に予算を組み替えたものでございます。

続きまして、需用費の修繕費に279万3,000円を計上しております。これは機械室のポンプ交換等外の修繕費でございます。それから、15節の工事請負費124万円を計上しております。これは本館2階のエアコンの交換等の工事でございます。

続きまして、15ページの4款の衛生費、1目の保健衛生総務費でございます。2節の給料52万9,000円となっておりますが、これは人事異動に伴って減額したものでございますけど、この中にはちょっと現れておりませんが、再任用職員を1人採用する予算もこの中に含まれております。そのために4節の社会保険料28万7,000円を計上しているところでございます。

それから、16ページをお開きください。

11目の地域振興対策費につきましては、13節の委託料、測量設計委託料で5,317万2,000円を計上しております。これは町道の米田鬼王線、現在仮称となっておりますけど、白間山工区分の測量設計費の委託料分でございます。登記委託料で322万3,000円、50筆ぐらいを予定していると。それから、道路改良事業委託料3,842万4,000円を減額しております。それから、17節の公有財産購入費で2,834万5,000円を追加しております。用地費、米田鬼王線に伴うものでございます。それから、22節の補償、補填及び賠償金1,159万3,000円も米田鬼王線に伴うものでございます。

それから、17ページの5款の農林水産業費、4節の農地費を説明します。13節の委託料、設計委託料に50万円を計上しております。それから、15節に工事請負費として750万円、これは分担金県補助金でも説明したとおり、西金輪塚堰の改修工事に伴うものでございます。

続きまして、18ページの7款の土木費を見てください。1目の土木総務費でございます。

給料179万5,000円を追加しております。これは再任用職員1名分の給与でございます。共済費につきましても社会保険料28万7,000円を計上しているところでございます。

続きまして、同ページの7款の土木費の3目の道路新設改良費でございます。15節の工事請負費に2,100万円、改良工事でございます。大西・桜原線を予定しております。改良舗装工事でございます。17節の公有財産購入費185万6,000円です。大西・桜原線、古野線を予定しております。22節の補償、補填及び賠償金につきましては、2,058万円でございます。建物立木補償費でございます。大場中通線外4路線の補償費でございます。

それから、19ページの8款の消防費でございます。5目の防災管理費につきましては、19節の負担金、補助及び交付金で70万円、これは自主防災組織の設立事業補助金でございます。7地区分でございます。

それから、同じく19ページの9款の教育費の12目でございます。運動部活動地域連携再構築事業で、8節の報償費に294万円、それから9節の旅費で70万5,000円、11節の需用費に7万1,000円、それから12節の役務費で5,000円、歳入で同額100%の補助事業でございます。

最後のページでございます。予備費として83万7,000円を追加しております。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 説明の途中でありますが、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。延寿荘荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 第50号議案、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,495万6,000円とするものでございます。

予算書の2ページをお願いします。

歳入でございます。10款2項雑入、これは雇用保険料としまして8,000円を追加し、48万9,000円とするものでございます。これは任用形態変更に伴うものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項施設管理費としまして、職員の異動及び任用形態変更に伴いまして、325万3,000円を追加しまして、1億6,522万8,000円とするものでございます。

4款1項予備費を予算調整のため、324万5,000円減額し、6,237万1,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第51号議案、町道米田・鬼王線（仮称）の道路整備事業に関する平成25年度実施協定に係る業務委託契約の締結について、提案理由及び議案につきまして説明いたします。

今回提案いたします業務委託に関する契約の締結は、地域振興策のうち処分場へのアクセス道路となる町道米田・鬼王線（仮称）の道路整備事業の一部の測量調査設計業務についてでございます。

この事業は、米田工区、白間山工区、鬼王工区を、平成25年度から平成29年度にかけて橋梁部を含む計画延長3,950メートルの道路の新設及び改良工事でございますが、そのうち今回契約の対象としておりますのは、米田工区の延長1,340メートルの測量調査設計業務委託についてでございます。

業務委託相手は、熊本県としておりますのは、交差点協議や河川法や砂防法等に基づく占用の許可等の協議が必要となりますが、その協議が効率的にスピーディーに遂行していくため、熊本県に業務を委託することが有効であると判断したところでございます。

以上の理由により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書に基づきまして説明をいたします。

1、委託内容、町道米田・鬼王線（仮称）の道路整備事業に関する道路概略設計、路線測量、用地測量及び道路詳細設計。

2、委託場所、南関町大字下坂下地内。

3、委託期間、契約締結の日から平成26年3月31日まで。

4、委託金額、5,772万9,000円。

5、委託の相手方、熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1、熊本県、代表者、熊本県知事 蒲島郁夫。

以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） ここで、資料配付のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、資料の配付に間違いはありませんか。ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） はい。それでは、説明の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第52議案、工事請負契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。

今回提案をいたします工事は、昭和49年に建設し、築39年を経過した校舎の耐震改修工事でございます。平成21年度に実施した耐震診断の結果、IHを0.54から0.7以上に補強するものであり、また緊急避難場所として指定しているため、老朽した部分の改修を含めて、学校施設の環境改善と避難場所としての機能を果たせるよう改修するものでございます。

入札は電子入札で行い、平成25年6月4日、午前9時から改札を行いました。岩下建設株式会社等、町内業者10社による指名競争入札を行い、津留建設株式会社が落札しまして、6月10日に町と工事請負の仮契約をいたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、南関第一小学校北校舎耐震改修工事。
- 2、工事場所、南関町大字関町地内。
- 3、工期、議会の議決を経た日の翌日から平成26年3月10日まで。
- 4、契約金額、2億475万円。
- 5、契約の相手方、熊本県玉名郡南関町大字関町1236番地、津留建設株式会社、代表取締役 津留克也。
- 6、契約の方法、指名競争入札。

工事の内容につきましては、教育課長が説明いたします。

ご審議をよろしく願いしまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） それでは、工事の内容についてご説明させていただきます。

この工事は耐震補強改修工事でございます。先ほど総務課長が申し上げましたように、IH値が0.54という第一次診断をいたしております。この0.54というのは、大地震に倒壊し、または崩壊する危険性があるという数値でございます。これを0.7以上、大地震に倒壊し、または崩壊する危険率が低い現在の基準同等の耐震性があると考えられております。この現在の基準同等というのは、昭和56年5月以降の建築物に対しまして、建築物の耐震改修の促進に関する法律が適用されております。1,000平米以上の建物が対象でございます。1,499平米の南関地第一小学校北校舎が該当しております。

耐震におきましては、1階に4カ所のプレスを設けまして、耐震基準を構造計算上、0.7以上になるように認可を取っているところでございます。既設の改修工事につきましては、39年を経過し、内外装とも非常に傷んでおりますので、改修及びユニバーサルデザイン化をし

たいと思っております。

主なところでございますけれども、教室、廊下、階段の木質化、床、腰壁、教室、廊下の天井、壁の改装、教室と廊下の間仕切り壁、建具の改装、内部スロープ通路設置2カ所、屋上防水、外壁爆裂箇所の改修及び塗装、照明、コンセント、テレビ配線等の改修、児童用男女トイレの全面改修、洋式化を予定をしております。今、町内では体育館はすべて終わりました。あと、校舎が三小と一小でございますけれども、校舎につきましては、この2カ所のうちの一小を本年度改修をしたいということで契約をいたしました。

よろしくご審議のほど、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 以上で提案理由の説明を終了します。9番議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 今の説明は、また委員会を開いて、またやるわけですか。これで終わり。

○議長（本田眞二君） 事前説明がなかったことは皆さん一緒だろうと思いますが、今日は上程のための説明だけです。それと、今後につきましては、明日は全協が処分場関連で行われるようになっておりますので、その終わりの時間を使って、よかですか、教育課長。

○教育課長（大石和幸君） はい。

○議長（本田眞二君） はい。それでは、そういったふうな段取りでよろしいでしょうか。

○9番議員（橋永芳政君） 明日の全協。

○議長（本田眞二君） 明日の全協中ということです。全協の終わりの時間のほうで取りたいと思います。

○9番議員（橋永芳政君） こういう大事なことは、事前にやっぱり委員会なり何なり開いて報告するものが当然じゃなかろうかね。

○議長（本田眞二君） はい。それでは、そのことにつきましては、よろしいですか。はい。今日は説明だけにとどめたいと思います。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問について

○議長（本田眞二君） それでは、日程第16、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、順次質問を許します。

2番議員の質問を許します。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） おはようございます。2番議員の境田です。

今回は、先に通告しておりました2点について質問いたします。

最初の1点目は、南関町の動物の管理飼養施設現状についてです。近年は、ライフスタイルの多様化や核家族化などに伴い、ペットは家族、パートナーとみた傾向が見受けられます。家族の会話、生きがい、楽しみが増えたりし、犬や猫などのペットを飼っている人の多くは癒し



効果を感じています。ペットを飼育できる集合住宅も増えております。今後もペットを飼う人が増えると思われまます。

飼い犬については、狂犬病予防、市町村への登録と、年1回の狂犬病予防接種の義務化があります。県内の登録頭数は平成24年3月で11万5,074頭です。予防注射接種率は69.4%ですが、実際には倍以上の犬が飼育されていると見られています。

動物を扱う業者は、動物の販売、保管、貸し出し、訓練、展示を行うには登録をしなければなりません。また、インターネットなどを利用した代理販売やペットシッター、出張訓練などのように、動物飼養施設がない場合も登録し、事業所、業種ごとに都道府県知事、または政令市の長の登録を受けなければなりません。平成18年5月31日までは動物取扱業の届けでよかったようですが、その後、免許制度になりました。免許を持った事業所で、半年以上の実務経験などが必要となりましたが、南関町での動物の登録業者数と家庭での登録頭数の5年間の推移を尋ねます。

また、南関町の狂犬病予防接種率5年間の推移と、予防接種率向上のために、どのような対策をとっているのか尋ねます。冒頭でも申し上げましたが、ペットは癒し効果を生み出して、家族の一員としても飼育され、増加の傾向にあります。しかし、犬にかまれる事故は、犬の鳴き声、悪臭等の問題も生じています。県内で犬に襲われ負傷する事故は、平成23年度、96件発生しております。年間約100件前後の届け出があります。熊本市内の公園で、先月の18日、6歳の女の子が犬に触ろうとして、右頬や左腕などかまれ、けがを負っています。襲った犬は近くの飼い犬とみられているとの報道が記載してありました。

警察犬、盲導犬など、訓練を受けた犬以外の飼い犬は、動物愛護条例でひもでつないでおくように義務付けしています。我が町にも犬をひもでつなぐず、公園などで遊ばせる飼い主が見られますが、事故が起こらないように運動場の放し飼い禁止の看板を設置してあるのか、違反は3万円以下の罰金、または過料に処すとなっています。中には知らなかったり、小さいから大丈夫だと言われる人が見受けられます。事故があつてからでは遅すぎます。起きないように知らせる努力をする、これが行政の仕事です。周知徹底しているか尋ねます。

また、町での犬にかまれるこう傷事故は起きているのか尋ねます。家庭で飼われている犬の鳴き声、悪臭等の問題は、長く付き合っている地域、住民、隣近所の人とはきずながありますので、我慢、理解はできますが、突然、犬を繁殖・販売目的で来られ、何頭も飼われて、泣き声などで悩まされてはたまつたものではありません。迷惑をかけないように、県では動物の愛護及び管理に関する条例で、建物には規制や構造、防音などを対象とし、騒音、悪臭防止対策等の指導がなされています。南関町での犬、猫などの販売などを営む登録事業所の指導、立入調査はどのようにやっているのか現状を尋ねます。

また、県の条例では、犬の泣き声などで、地域住民との温度差が見られます。そのために動物の保管、管理、貸し出し、訓練、展示など、登録が必要な業者が進出した場合、近辺の同意を得るなどの地域の特色を考慮した南関町のペット条例はあるのか。ないなら、町独自の条例

が必要と思うが、条例は考えていないのか尋ねます。

立入検査や動物の愛護及び管理に関する事務を行い、動物に関する専門的な知識をもっている動物愛護担当職員は設置しているのか尋ねます。

最近、野犬は見かけなくなりました。捕獲数も減少していると聞いています。飼い主が高齢化になったり、家庭の事情で飼えなくなったペットの引き取りの現状はどうなっているのか。捕獲等、引き取りの、ここ5年間の推移を尋ねます。

最後の2点目は、非常勤の特別職の報酬、費用弁償についてです。平成23年9月定例議会の一般質問では、町長などの給与、議員の報酬は改定されたが、見直しは同じ特別職である区長なども一緒に行うべきではなかったのかと問いました。町長の答弁は、区長報酬については、近隣の状況も参考にしながら、適正化に努めてまいりたいと考えている、第四次南関町行政改革大綱は、区長制度などの見直しについても検討することとしており、そのことと併せて見直しが必要と考えているとの答弁でした。あれから1年8カ月が経ちますが、町長。議員以外の特別職報酬の見直しはどのように進んでいるのか尋ねます。

この後の質問につきましては、自席からさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（本田眞二君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました2番境田議員の南関町動物の管理、飼養施設の現状についての質問にお答えいたします。

この質問の内容を総合いたしますと、動物愛護につながってくるものと思いますが、南関町でも有明保健所、獣医師会、荒玉管内の市町と有明地区動物愛護推進協議会を設置し、犬の登録や狂犬病予防注射の実施、イベントや飼い方講習会の開催などを行うとともに、町独自でも広報紙への掲載や、防災行政無線での周知など、事故の防止や苦情発生の防止に努めているところでございます。

また、熊本県では、動物愛護管理推進計画を策定し、犬の登録、予防注射の徹底、鑑札、注射済票の装着徹底や、動物取扱業者への普及啓発として、ブリーダーに対する犬の登録や予防注射の徹底などに取り組んでいるところでございます。南関町といたしましても、今まで以上に関係機関や隣接市町と連携し、動物愛護に努めていきたいと考えております。

次に、非常勤の特別職の報酬、費用弁償についての質問でございます。非常勤の特別職の報酬、費用弁償につきましては、第三次行政改革大綱により、平成18年4月から平均5%を減額しています。当時は、国の三位一体改革により、交付税の削減による財政悪化が予想されたため、歳出の抑制策として実施したものでございます。平成23年9月定例会において、境田議員からの報酬等に関するご質問があり、その中で区長報酬については、近隣の状況も参考にしながら、適正化に努めてまいりたい。また、区長制度の見直しを検討することとしており、そのことと併せて見直しが必要であると考えていると答弁をしておったところでございます。

この後、玉名管内の町の区長報酬を調査したところ、ほかの自治体では平均等割額と世帯割額の合計合算額が報酬額となっており、南関町並みに1所帯当たりの報酬として見た場合、南

関町の区長報酬額は管内区長報酬の平均額を上回っているため、区長報酬の見直しを行っていません。また、区長制度の見直しの検討につきましては、区長会に行政区の統合案を説明してまいりましたが、具体的には進んでおりません。現在の取り組みは、南関関町地区の行政区の統合を進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 境田議員の南関町の動物の管理、飼養施設の現状についてというのを、個別質問についてお答えいたします。

まず、1番目の登録者数と飼い犬登録の5年間の推移はどのようになっているのかとのご質問でございますが、まず登録業者数でございますけれども、この動物取扱業につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律によりまして、都道府県知事の許可を受けて登録しなければならないとなっておりますので、管理をされております有明保健所に確認しましたところ、過去5年のその事業者の推移ということで確認してみました、一応4年間の推移ということでしか、ちょっと確認できませんでしたので、4年間の推移について御報告させていただきたいと思っております。平成21年度が11業者、平成22年度が13業者、平成23年度が10業者、そして平成24年度が14業者となっております。

次に、飼い犬の登録数でございますが、南関町の登録数は、平成20年度が962頭、平成21年度が940頭、平成22年度が942頭、平成23年度が929頭、平成24年度が895頭となっております。

続きまして、2番目の狂犬病予防注射接種率の5年間の推移と予防接種率向上のためにどのような対策を行っているのかとのご質問でございますが、予防注射につきましては、平成20年度が806頭で、接種率は83.8%、平成21年度が812頭で86.4%、平成22年度が811頭で86.1%、平成23年度が800頭で86.1%、平成24年度が743頭で83%となっております。

それから、接種率の向上対策としましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、広報紙への掲載や、防災行政無線による広報、それから予防接種の通知を、春は全登録者の方に通知を差し上げ、また秋につきましては春の接種をされなかった方に再度通知を差し上げるというような方法で周知しているところでございます。

3番目の公園、運動場の放し飼い禁止の看板は設置してあるのかとのご質問でございますが、基本的には公園、運動場とか、そういった場所に設置するというよりも、苦情対応による設置という形をとっております。住民の方々が犬の持ち帰りがしてないとか、放し飼いというようなことで、看板を設置してほしいという要望に併せて設置をしているような状況でございます。数的には予算の範囲内で、年間10基程度の看板を準備しておりますけれども、苦情等が多い

場合には、手作りの看板あたりも作製して対応しているところがございます。苦情の内容につきましては、そのほとんどが、ただいま申しましたように、犬の糞に関するものが多うございます。

4番目の飼い犬によるこう傷事故は起きているのかというご質問でございますが、ここ2年間で3件のこう傷事件が報告されております。2件が飼い犬、1件が野良犬ということで、飼い犬につきましては飼い主の方に指導あたりをやっております。野良につきましては、捕獲器の設置等で対応しております。また、そのほかにも、かまれてはおりませんけれども、登下校の途中に犬に追いかけられたという案件も、数件報告されているところがございます。

それから、5番目の騒音、悪臭等の立入調査、指導はどのようにしているのかのご質問でございますが、現在のところ、個人の登録犬による騒音、悪臭等の苦情は課のほうにはほとんど寄せられていない状況でございます。また、ブリーダーにつきましては、先ほど申しましたように、県への登録が必要ということになっておりますので、申請時に管理衛生面は保健所よりしっかりと指導はされております。もし、そのような苦情がありました場合には、保健所と一緒に同行しまして、保健所から指導勧告等をしていただく。また、町のほうからはどういった苦情がどのへんから出るとどのようなところをお伝えして、しっかりした管理をお願いするというようなことで対応をしているところがございます。

それから、6番目の南関町のペット条例はあるのか、ないなら町の条例は考えていないのかというご質問でございますが、今現在、南関町にはこの条例はございません。

7番目の動物愛護担当職員は設置しているのかというご質問でございますが、議員もご存知のように、職員数には限りがございます。業務内容も多岐にわたるということで、その動物愛護の専門の職員を置くということはなかなかできませんけれども、業務分担の中で主査、補佐と形をとって、業務を遂行しているところでありますが、苦情処理や予防接種等の対応につきましては、係全員で対応をしているところがございます。

それから、最後の8番目、捕獲、引き取りの現状はどのように推移しているのかというご質問でございますが、ここ5年間の推移としましては、平成20年度の捕獲、引き取りの数が、有明保健所管内で720頭ございます。そのうちの南関町が24頭、それから平成21年度が管内で665頭。そのうちの南関町が11頭、平成22年度が管内で413頭、南関町が18頭、平成23年度が管内で444頭、うち南関町が14頭、それから平成24年度が管内で408頭、そのうちの南関町が17頭となっております。また、捕獲、引き取りもそれだけの数でございますけれども、そのうちの犬の中で飼い主に返還されたり、あるいは譲渡されたりという状況につきましては、南関町の数字としてはちょっと出ておりませんが、保健所管内で今申しました頭数のうち、平成20年度が171頭、それから21年度が242頭、22年度が197頭、23年度が267頭、それから平成24年度が207頭という数になっております。この数が持ち主に返されたり、譲渡されたりという状況でございます。

また、有明保健所を事務局としました有明地域動物愛護推進協議会でも犬の譲渡会や犬・猫

の飼い方講習会も開催されております。昨年度も5頭の犬・猫が譲渡されたと。また、講習会も年3回開催され、そのうちの1回、8月28日に南関町のほうでも譲渡会と講習会を開催しているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 管内の区長報酬、費用弁償を調査しておりますので、報告いたします。

南関町はご存じのとおり、1世帯4,800円です。和水町は均等割額が5万5,000円、それから世帯割が4,200円です。それから、玉東町は均等割額が11万8,000円、世帯割が3,300円です。長洲町は均等割額が8万9,200円、世帯割が2,800円です。

南関町以外は、均等割額と世帯割額で区長報酬を決定されております。これを1世帯当たりで計算してみますと、南関町が4,800円、和水町が5,130円、玉東町が4,186円、長洲町が3,248円となっております。費用弁償につきましては、南関町が600円、和水町が1,000円、玉東町が1,100円、長洲町が500円となっている状況でございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁ありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） はい。それでは、再質問の時間ですが、昼食休憩のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告が1点あります。福祉課より、答弁充実のため、審議員を同席させたいという申出がありましたので、それを許可したことを報告いたします。

それでは、続きまして、再質問の番でしたので、それを続行します。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 1番目の登録業者数と飼い犬登録頭数ですが、今、許可登録業者数ですかね、南関町で今お聞きしたところ、4年間で平均すると11件の業者さんのようですが、これは管轄は有明保健所と思いますが、近辺の業者さんはいろいろ許可業者ですね、これは何業者ぐらいおらるっとですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 各町村、他の町村ということでございますでしょうか。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。近辺でよございます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 申し訳ありません。個別にどこの町村が何業者というのは、ちょっと把握しておりませんが、有明保健所管内での業者数としましては、昨年度で、平成24年度で63業者、それから23年度で72業者、それから22年度、90業者、それから21年度で89業者ということで、だんだん減少傾向にはあるようでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 私が聞いたのは、なぜ聞いたかといいますと、何か玉東はたった2件ぐらいしかないと聞いたんですよ。南関はそれに比べると多いんじゃないかと思って、和水町はどうかなと思って、ちょっとお聞きしただけです。

今、11件ですか、24年度は、許可業者というのは。その方は南関町にお住まいの方ですか、それとも事務所だけ置かれて、南関町に住んでいない業者さん等はおられますかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 先ほどお答えしましたように、11業者いらっしゃいまして、そのうちの9名の方は町内在住の方でございます。残り2名の方が大牟田のほうから来られているというような形になっております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 登録業者さんで、今、先ほど言われたブリーダーの方が多かという話だけど、そのほかに何が一番、犬以外に許可を持って飼っておられる、販売のために飼っておられる動物は何ですかね。それと、ついでに頭数、何頭ぐらい一番多いか、ちょっとお聞きします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 南関町におきましては、11業者すべての方が犬の業者と、その中で1業者だけが犬と猫というふうなことで登録されております。飼養頭数につきましては、一番多い方で届出のほうは100頭というような届出をされております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございます。今、この登録を受けないで、動物取扱業かな、あれを免許を持ってないで営業すれば、確か罰金が前30万円ぐらいだと言われたんですけどね、何か今回、またものすごく高くなると聞いておりますけど、何かやっぱり許可業者さんは条例は多分もうご存じだと思いますけど、やっぱり知らせることも大事じゃなかかと思うとですよ。だいたい今どのくらいになるとですかね、この罰金というのは。いや、いいですよ。また調べとってください。

先ほど、飼い犬の登録数を聞きましたけど、南関町では平成24年度が895頭ですかね、先ほど冒頭で私も言いましたけど、やはり県内では本当は倍以上ぐらいは飼っているんじゃないかと、登録されてないのが多いんじゃないかと思えますけど、南関町はどうですかね、そういう傾向はございませんか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 町のほうでは登録数につきましても、室内犬、室外犬という区分をして把握はしておりません。ただ、今、議員が申されますように、未登録犬がゼロではないというようなことは、私も思っております。未登録犬につきましては、近隣の住民などから通報があったりした場合など、係のほうで登録を勧奨しているというか、登録してくださいということで対応はしているところでございます。また、犬の登録、予防接種につきましては、もう義務付けられておりますので、今後とも周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 2番目の狂犬病予防にちょっと絡みますけど、先ほど言われてた予防接種率ですかね、あれは83%で言われたですね。頭数が895なら、ちょっと昼休みに計算したんですけど、これは17%が注射を受けてないということは、頭数に換算すると、これは152頭ぐらいになつとですよ。やっぱりこれだけ多かると、先ほどまだ未登録もあると思えますけど、やっぱりこれは指導をもう少しせんといかんとじゃなかろうかなと思うんですけどね。県内も、先ほど言いましたけど、70%は割っておりますから、そのところをもう少し指導されれば、私は注射率も増えるんじゃないかと思えますけど、どうですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 先ほどの答弁の中で申し上げましたけれども、できる限りこの接種率を上げていこうということで、町のほうでも広報紙あたりへの掲載や、防災行政無線での呼びかけ、春・秋の予防接種の通知あたり、それから未接種者につきましては、今後はまだ接種率を上げんといかんとということでございますので、係のほうでも別の方法あたりも考えて対応していきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、ペットは家族の一員と思う飼い主が多いようです。中には携帯電話、今スマートフォンが多いみたいですけど、その写真を撮られて、犬の写真なんか撮られて保存されて、これはうちの子どもですよと、我が家の子どもですよと話される人もおります。予防接種率を上げるためにも、何か犬の写真付きの住民票を発行するなど、何かいいアイデアがないかなと思ひましてですね。そうすれば、例えば飼育の把握にもなると思うんですけど、何かそういういいアイデアは、何かいろいろ話聞きませんか、また持っておりますかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 境田議員のほうから、住民票というようなことで、アイデアのご提案、ありがとうございます。南関町に限りませず、有明管内のどの市町も予防接種の接種率の向上につきましては、同じような課題を抱えて取り組んでおられます。現在、有明管内の全市町が昨年の秋から、秋の予防接種の時点から、鑑札と注射済票ですか、あれを一緒に携帯できるように、金属製の輪っかといいますか、リングのようなものを注射のときに配布して、それに鑑札、注射済票を付けて、首輪とリードの取付口のところに付けてくださいというようなことでお願いして配布しているところでございます。飼い主の方には、それが付いていないと、未登

録犬あるいは未接種犬とみなされますよというようなことでお伝えして、接種率の向上や放し飼いなどの抑止に取り組み始めたところでございます。

議員ご提案のアイデアにつきましては、初めてお聞きしました内容でもありますので、即答はできませんけれども、課内での検討の際の一つの案として参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、国内では、昭和32年ですかね、狂犬病は発生してないですけど、やっぱり海外では結構発生しとるみたいでございませう。予防接種をしてない犬から、まさかのことが起きないように、やっぱりPRとか、予防接種率を上げるために努力をお願いしておきます。

3番目の公園などの放し飼いの禁止の看板設置ですけど、犬の散歩とか、運動を兼ねて外に出られたとき、公園等でひもを付けずに放されて、かまれる事故が起きないように、またおしっこをしたりしますと、衛生面に非常に悪いと。そういう面で、私は見やすいところに看板を設置すべきだと思っておりますけど、先ほど何か苦情があまりないから、あまり付けてないようなことをちょっと言われましたけど、私も見てきました。二小の近くのふれあいの広場かな、あそこは犬の糞の処理だけを書いてあるとですよ、看板。宮尾の古小代とか、大津山はちょっと見かけなかったですけど、私が気づかなかったかもしれませんけど、見つけきらんやっただす。やっぱり何でもあってからでは遅いんですよ。犬にかまれる事故が起こらないために、私は設置すべきだと思いますけど。今、糞をとか書いてある、あそこをただシールを、放し飼いないとかシールを貼るような対策でも、予算なそがんかからんと思っておりますけど、そういう検討もお願いしときませう。

それと、犬のかまれる事故で、先ほど聞きましたけど、23年と24年、3件ですよ。少ないですよ。少ないというか、多かというか、そら私は言われないうですけど、私はちょっと少なかごつ感じるんですけど、県内ではこれまで、犬小屋から逃げ出して、土佐犬にかまれて、高齢者の方が亡くなられておられます。飼い主には重大な事故の場合は、これは重過失死傷傷害ですよ、傷害罪に問われる可能性もあります。私も小さいとき、犬にかまれたことがあります、シェパードに。25年ぐらい前かな。家主さんが追われて、そこにおられて、私はかみつかれるんですよ、チャウチャウから、がばっとですよ。この中の議員さんも、何か配達に行ったら、犬にかまれた人もおられます。それはいいけれども、これはちょっと少なかつじゃなかつかなと件数は思っておりますけど、それはよろしいですよ。犬ですよ、やっぱり襲われそうになったとき、普通は逃げないとか、直立して動かないとか、犬と目を合わせないとか言われますけど、いざ直面したら、そういうことは無理ですよ。厳しかです。家で飼ってる犬は慣れていますがね、やっぱりよその人は本当にほえられると怖いんですよ。かまれないうためにも、犬の性質も知ることが私は大事だと思います。

先ほど、動物愛護担当職員さんですか、いるとのことでしたので、当然、この方は専門的な



知識も備えておられますので、そこで私は学校とか保育園などでペットふれあい教室のようなものを開いてはどうでしょうかねと、私は思うとですよ。性質も分かるし、犬にかまれる確率も少ないと思いますけど、そういうお考えはございませんか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 実は、今、議員さんも犬にかまれたというお話でございますけれども、私も自分では記憶にあまり残ってないんですけれども、犬にかまれて、そのかんだ犬は飼い主の方が殺傷されたというようなことをちょっと親から聞いております。そういったことがないよというこも考えまして、今、ご提案のありましたそのペットのふれあい教室というよなことでございますけれども、先ほど言われましたよというか、ペットにつきましては大きいものから小さいものまで、千差万別でございます。今回言われている趣旨は、犬・猫というよなところでのご提案かとは思いますが、子どもたちが動物とふれあい、そして動物愛護を学んでいくということは大事なことだとは、私も思っております。けれども、町ではそれらの動物、ふれあい教室あたりにしても、動物の準備をしたりとか、開催するに向けてのその準備をするとなると、なかなか難しい面も多々あるということも事実でございます。今現在、この時点で、開催しますよというよなことはお答えできませんけれども、保健所や獣医師会あたりが中心となって、現在開催されております、先ほども申しましたその飼い方教室とか、あるいは実際にふれ合うことのできる犬・猫の譲渡会とか、そういったやつも開催されておりますので、そういったやつの情報の提供や、あるいはその学校で研修として動物園に行ったりとか、遠足で動物園に行ったりとかいうことでもできると思います。実際にはそういったところでもそのふれあい教室みたいなこともやられていると思いますので、できましたらそういったところの情報を、学校、保育園あたりに情報提供して、実際の動物たちとふれ合ったりとか、あるいは飼い方あたりを教わったりとか、そういう手助けのほうはしていきたいというふうに思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 人が犬に接するとき、今日のラジオも言いよったですよ、新聞にも書いてあったですけどね、何か手の拳をグーして、犬の側へ持って行って、臭いをかざませて、頭からじゃなくて、やっぱり首とかあごをなでると、犬はかみつかないですよ、安心してですね。やっぱりそういう性質ですか、接し方、そういうことをするとかまれる事故も少なくなると思います。それと、先ほど言いました動物愛護の職員さんですか、おるならですね、やっぱりペットの困り事とかしつけ等も相談できる、行政でも体制をとるよにできないかと、私は提案を一応しておきます。それと、やっぱりそれをすれば、動物の命の大切さも分かりますから、よろしく願いしておきます。

5番目の登録者数の立入調査、指導の件ですけど、先ほど聞いたら、ほとんどあってないということで、そんなにないんですかね。私もちょっと玉名署のこれは聞いたんですけど、21年から23年の結構295件ぐらい苦情とか相談は結構多いんですよ。やっぱりこれは家で

飼っているペットの相談が一番だと思いますけど、先ほどないということは、私は住民の側のほうに行って、私は出て行って話を聞くべきじゃなかろうかなと。そうすれば、もっと苦情はあるはずと思うんです。ないということは、どうもやっぱり相談しにくかつか、言いにくかつか分かんなんですけど、やっぱり相談しやすい行政を執るためには、やはり出て行って聞いてもらいたいですね。よろしく願いしておきます。やっぱり待つだけでは駄目です。

6番目のペット条例ですけど、私は今回、ここを言いたかったですよ。実は、住宅地域で販売目的で飼育される場合、県の条例では迷惑をかけないようになっています。犬好きな人は、家で飼ってる人は、犬が鳴いてもさほど気にされませんが、犬や猫が嫌いな人は嫌がられます。そこで動物を飼育して販売する業者が南関町に事業所を設けようとする場合、近辺の同意をもらう、住宅から何メートル離れているかなどの内容とした町独自のペット条例を私は設けるべきだと思うんですが、どうですかの質問に、先ほど町長は町独自で事故の防止、苦情発生の防止に努めていると言われましたけど、私はこれからのことを考えれば、もう一步踏み込んでもらいたいですよ。実は、10年前ですか、ちょっと古い話かもしれませんが、リフォームした家を買われて、四ツ原地区に移り住んで来られました。隣りに大きな倉庫があったんですよ。それは犬の飼育、販売のために改修されておられましたので、その明るる日の7月頃かな、住宅内で飼うのはやめてくださいと、区から要望書を出したのですが、その翌年3月ですか、隣近所に犬の飼育をしてるのに、何でうちだけ反対するのかと、改装費用が400万円かかったと。反対に応じる代わりですよ、家の買い取りと、倉庫の、今言いました改装費を合わせて2,000万円で買い取ってくれと、こういう配達記録でその当時の区長さんとか役員さんに数名に送ってきました。返事をくださいと日付まで書いてあったんですよ。この当時、私も役員をしておりましてので、町長室に出向いて、どうか飼われないように、どうかならないですかと相談に、区長と役員数名で来ましたが、そのときは条例がないと、これはどうしようもないですねと言われてたんですよ。そのとき、環境美化条例で何とか、美化条例がないから、それで何か対応するようつくりますと言われてたんですけど、このとき役員さんの一人がちょっとメモされとったから、こういうことを言われたと言われてますけど、しかしやっぱりよく調べますと、環境美化条例では対応できないと思うとですよ。何で環境美化条例を言われたかというのと、やはり犬の毛が川に流れとるから、そのことで私は環境美化条例とそっちのほうで言われたかと思うんですけどね。やっぱりこういう環境美化条例じゃ対応できませんので、だから私はつくってもらいたいと思っておるんですよ。えさを与えるとき、鳴き声は何頭も鳴けばうるさいです。1頭が鳴けば、それに続いて鳴きます。寝静まったときは余計です。ただ救急車のサイレンがなったら、一斉に鳴きます。1匹ぐらいなら我慢もできます。今私が心配しているのは、各地域に空き家がありますね。閑静地域に何の前触れもなく、犬の販売、繁殖目的で来られたら、これは近辺の人は何らかの迷惑を生じますよ。このようなことが各地で起こらないように、やっぱり繁殖、販売業者には近辺の地域の同意を得るとか、隣の家から何メートル空けるなど、何度も申し上げますが、私は南関町独自のペット条例、または南関町動物愛護条

例を設けるべきだと思います。冒頭でも申しましたが、今ペットは家族の一員として飼ってられますので、亡くなったときには人の葬儀のように火葬したり、埋葬される方々が見られます。人間の火葬場設置は都道府県知事の許可がいきますけど、ペットの火葬設置に改正の規則はなかったように思いますけど、今はどうなっておりますかね。これは役所の許可とか登録は必要ですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） ペットの火葬場、それから霊園施設あたりにつきましては、規模の大小は若干あると思いますが、これもブリーダーとか何とかと同じでございます。都道府県知事または保健所の設置市町の許可ということで、その設置する市町村の許可等については何もうたわれておりません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、うたわれてないと言われましたけど、知らないうちに建設されて燃え上がる悪臭ですよ、変な臭いですね、など、公衆衛生面と環境面でやはり周囲の人とトラブルが私は生じてはならないと思うんですよね。なったら、本当困りますよ。南関町で今、家とかあれは建築確認か要らないですもんね。これは勝手に造られる危険性があります。ペットの焼却施設、霊園施設の規制をやっぱり設けて、近隣住民とのトラブル防止、生活環境を守るためにも、隣同士の土地の所有者、または近辺地域の周辺の住民の方の同意を得なければならぬなどとする、私は条例をぜひつくってもらいたいです。先ほど言いました環境美化でも条例は厳しい、もうちょっと迷惑防止条例も、あれは今は付きまといとか痴漢とか、押し売り、覗き、客引きの禁止のほうが内容が多いものですから、そちらに重点を置いとりますから、やっぱりそれでも私は対応できないと思うんですよね。ですから、今から住民の方が泣きを見ないように、やっぱり条例の設定を私はぜひお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 議員のほうからは、ぜひ町独自の条例をとということでございます。確かに、今まで言われておりましたように、動物の取引業者あるいはその火葬場、霊園施設につきましても、すべてが県知事あるいは県の許可登録というようなことで、市町村がタッチしておりません。確かに造られたところの住民の方々には、県の許可を取るとのからと、もう何も問題はないということで造られれば確かに問題等が発生することも多々あるかと思えます。すぐにつくりますというような形で簡単にはいきませんが、やはり上位法といいますか、県の条例あたりもありますし、近隣ではちょっと調べたところ、条例をつくっているところはなかったようでございますけれども、設置してあるところもございまして、そういったところも情報を仕入れたり、あるいは玉名管内の有明動物愛護協会、協議会、推進協議会あたりの中でも話を出したりして、町としても検討させていただきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございました。ぜひお願いします。

ところで、今、ペットを焼却とか、施設ですね、この近辺、玉名郡内でよろしいですけど、そういうところを造って、住民とのトラブルとか、そういうのがあってるのを聞いておられますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 申し訳ありません。私のほうで、今のところ、造られたということでは、先ほど境田議員が言われたことにつきましては、うちのほうで記録としてというか、そういう話があったということで残ってる分で見えてはおりますけれども、そのほかにということでは、申し訳ありませんけど、私のほうで把握している分はございません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。分かりました。どうも。

7番目の動物愛護担当所管の方ですけど、町は衛生課のほうですかね、職員さんが町道などの犬の死骸とか処理、犬の引き取りでご苦労されているのは、私は十分理解しております。動物愛護推進員さんは、先ほど言いましたが、専門の知識を持っております。動物愛護週間ですね、これは動物の愛護等、適切な飼養についての関心と理解を深めるために設けてあるみたいですけど、この期間ですよ、9月20日から26日までありますけど、これはどういう取り組みをされているんですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 動物愛護週間の取り組みということでございます。現在のところ、その20日から26日までの期間内、1週間の期間でございましてけれども、その期間内に特別の行事等というのは町でも愛護協会のほうでも行っておりませんけれども、その後、10月または11月に有明保健所管内で動物愛護祭というのを開催して、その中で譲渡会や譲渡前の講習会、あるいは動物慰霊祭、それから長寿犬を飼われている方の表彰などを行っているところでございます。南関町におきましても、本年度より期間内に未登録犬の登録の勧奨や、予防接種の呼びかけなどを行っていかうということで、今、係のほうでは話をしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございます。

住民の方に、動物の育て方かな、飼い方とか、重要性の深めるためには、やはり動物愛護担当職員1人じゃどうしても無理を思うんですよね。それをフォローといいますか、一緒に活動される動物愛護推進員ですかね、この方は南関町はおらるっつですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 有明の動物愛護協会のほうでといいますか、熊本県の動物愛護推進員の推薦要領というのがございまして、推進員になりたいということで、推進員のその推薦を希望される方につきましては、熊本県の動物愛護推進協議会または地域の推進協議会の団体からの推薦書を添えて申請すると、その推進員になれるというようなことになっております。現在、

熊本県内の10カ所の保健所管内で40名の推進員さんが活動されております。有明保健所管内におきましても、6名の推進員さんが活動されております。その中で1名の方が南関町在住の方が含まれておるというところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 犬・猫がみだりに繁殖しないように、この動物愛護推進員さんかな、この方は先ほど言いましたが、増えないように処理する、助言はできるとですよ、助言しかできない。やっぱりそれだけじゃ、私は野良猫はどうか知らないですけど、猫が増えると阻止はちょっと厳しかと思いますけど、町もやはり動物の生殖不能にする手術費補助金とかは、これは制度はあるとですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 現在、町のほうで特別に避妊、去勢あたりの助成金というのはございませんし、今の段階でそういった助成制度をといるところも考えてはおりません。ただ、有明の動物愛護協会のほうでは、犬・猫の避妊及び去勢費用の助成金という要綱をつくられて、予算化されております。実際に避妊については手術費用の3割、上限が1万円、それから去勢につきましては同じく手術費用の3割で、上限が5,000円という助成制度を行っておられますので、町としましては、そちらのほうの利用をしていただくということで、啓発活動を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ぜひ増えないように、そのPRだけ、またよろしく願いしておます。8番目の捕獲引き取りの現状ですけど、今ですね、本当に昼ちょっと車で走っておりますと、本当に犬は見なくなりましたですね。先ほどもお聞きしたところ、捕獲とか引き取り、殺傷処分は年々減っているようですけど、防災無線の捕獲は主な犬だけのようですけど、今まで変わった動物の捕獲、引き取りが何かなかったですかね。私は、何日か前、車で通ったら、小さいサルを飼ってあったんですよ。あら、南関町もサルを飼ってあるだなんて、まさかそのようなことを、引き取れとは言われないかもしれませんが、今まで何か変わった動物の引き取りはございましたかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 私もちょうとこちらのほうで担当で環境のほうは3年ぐらいになりますけれども、ほとんどが野良犬、あるいは首輪は付いとるけれども放し飼いにされとるというようなところで、ときどきタヌキが側溝のところから顔を出しとるかというお話は聞きますけれども、実際に捕獲あたりしているのは、もうすべてが犬ということで、自分のほうは、数字的にそのほかの動物というのは別に今のところちょっと記憶にはないところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。分かりました。動物で保護されている動物の返還、また譲渡の機会を今後増やしてですよ、そして致死処理されないように、動物を保護してもらいたいです。

やっぱりそのためには、やはり先ほど言いました動物愛護週間ですか、そのときもやはりワンワン、ニャンニャン、ウサギさんもですね、私は飼っているところも多いと聞きましたけど、それもやっぱり交換と一緒にに入れて、イベントを開いて、先ほど言いました動物に対して命の大切さも兼ねて、動物たちに愛の手をさしのべて活動してもらいたいです。これで、1番目の動物の管理と飼養施策ですか、現状については終わります。

最後の質問に移ります。非常勤の特別職の報酬、費用弁償についてですけど、区長報酬について、やはり近隣の状況も参考にしながら適正に努めてまいりたいとの考えでおりますと、町長は言われております。また、第四次南関町行政改革大綱ですか、区長制度の見直しと一緒に検討すると、併せて見直しを考えているとの答弁でした。これは私がなぜ質問したかといいますと、ある区長さんからの指摘です。もう1年8カ月、どがんなつとるとかと、私は言われるものですからね、ちょっとその件で質問したわけでございます。この費用弁償ですよ、非常勤、特別報酬の見直しについてですけど、これは先ほど町長が言われたのは、もう管内では上回っているからこのままでいいんだという、そういうお考えでよろしいですかね。これは、なら、なんべんぐらい会議といいますか、議題として取り組まれたのかちょっとお伺いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 特別職の報酬、費用弁償の報酬額等の見直しをするためには、南関町特別報酬審議会というのが組織されております。南関町特別報酬審議会といいますのは、町長、副町長、それから教育長、それから皆さん方議員の報酬等を審議する審議会でございますので、そのほかの非常勤特別職の報酬の見直し等については行っていません。以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 実は私も南関町特別報酬審議会、普通の非常勤の人もするかと思っただけです。やっぱりちょっと条例を見ましたら、今、総務課長が言われたように、町長、副町長、それと教育長の給与ですかね、あと議員さんだけやったですね。私もちょっと勉強不足やったですけど、いい勉強になりました、今回は。町内の区長さんの会議の招集のときは、今、日当600円の費用弁償が支払われていますがね、中にはある区長さんは要らないと言われる区長もおるんですよ。なぜかというんです、代表区長さんは何さま出方が多いて、何でんかんでん出ていかなんぞと私に言われるつとですよ、金額を見直せて。また、学校行事、これはちょっと案内のルートとがちょっと違いますけど、学校行事の入学式、運動会ですね、卒業式ですね、これは費用弁償が伴わないと思いますけど、そういう代表区長として案内を受ける以上ですよ、やっぱり何らかの手助けがいるんじゃないかと私は思うんですけど、また違う区長さんは、会議が終わるたびに費用弁償をもらおうと。それよりか、年に1回か2回に分けてもらえんかとか、そういう要望がっております。代表で出ている会議ですね、これはすべて支払うんですかね。例えばですよ、私も今、まつり実行委員になっておりますけど、ああいうまつり実行委員も費用等は出るんですかね。まつり実行委員で準備とかしますけど、あれは会議じゃないですけど、やっぱりああいうとも何か年配者が多いですから、何かくっく言うてされとる

からですね、ちょっとかわいそうかなという失礼ですけど、わあちょっと無理かなて私は思うときがあるとですよ。皆さんもそうだと思いますけど、そういうこともちょっと考えるべきじゃなからうかと思えますけど、だいたい今、代表区長さんとして、ちょっとお聞きしたら、月平均すると5回ぐらいあるて言われたけど、多かときで10回ぐらいあると言われたっですよ。だいたい年間でどのくらい会議に出ておらるっつですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 代表区長がどれくらいの町の会議、その他の各校区の会議、出席されているかということについては、ちょっと把握をしております。今、ご質問の中に2点ほど、何か答えないかんとかなというのがあっております。費用弁償がまとめてもらえんたろうかというようなご質問も、区長さん方のご意見としてあったというようなことですけど、費用弁償というのは会議当日の旅費的なもので、その当日、会議に出席するために支払うべきものだというので考えております。ちょっとまとめて支払うことは、ちょっと不可能であるんじゃないかと思っております。質問の2点目が、代表区長としての会議の出席が多いということですけど、例えば南関町振興計画審議会で代表区長という肩書きでメンバーに入っているんですけど、所謂、代表区長をされているから、その振興計画審議会のメンバーにしますと、いわゆる充て職的なもので代表区長さんにその審議会の委員をしてもらっていることもあります。当然、その場合については、振興計画審議会の委員として報酬、費用弁償を当然お支払いします、代表区長さんじゃなくてですね。代表区長さんというのは、それぞれの校区に区長会というのを自ら区長さん方が設置されておまして、その区長会の中での運営的なものも自主的活動として実施されているんじゃないかなというふうに判断しております。

ちょっと回答になっておりませんでしたけど、以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 上下水道審議会かな、これも何か出ていかなんと、ちょっと代表区長で行かなんて言われたですけど、やっぱり下水道がない区からも、やっぱり何で出らなんとかと、そういうこともちょっと思われる方もおられるみたいですから、こういういろんな会議もありますけど、要請も見直しをするなどですね、また負担を私は少なくしてもらおうよう、聞き取りも私は検討してもらいたいと思うております。町民の方も、これは何か町民の方は誤解されると思うんですけど、議員は給料はもらうわけで、これは本当は報酬ですけど、会議に出れば日当は別にもらえると知りまして、お前たちはいいなあとか言われるわけです。長洲町は町内の会議に出ても費用弁償の日当はないよて言われる声も聞きます。これは住民の方の声は大いに取り入れれば、私は目線が変わるんじゃないかと思えます。

ところで、区長の年額5,100円から4,800円の報酬となりましたが、これは区長の補助員に対する給料もこれは入るとですよ。そうなりますね。それで、補助員の給料の支払いで、これはどうなっているのかなと思まして、だいたいほとんどの区長さんは、私は1件に対して4,800円もらっていると思われてる人が多いんじゃないかと思うんですよ。

ね。それで、現実には区長報酬の源泉徴収まで支払っておられるでしょう。私は何か曖昧すぎないかなと思うて、やっぱりもっと明確な提示が必要だと思いますけど、もう一つは1件で4,800円、少なくとも4,800円、多くても4,800円でしょう。そのところももう少し検討すべきじゃなかか、考えるべきじゃなかかと思いますけど、どうですか、そういうことをちょっと。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まず、区長の補助員に対する報酬の考え方の整理ということでもお尋ねになっております。区長等の報酬に関する条例の中で、補助員等一切の手当てを含むものとするというふうな規定をしております。事実上、その補助員に対する手当をやっていらっしゃる区、それから全然そういう手当がない区とか、それぞれ区の規約なり、取り決めなり、慣例なりで違ってくると思っております。一律に例えば区長報酬の20%を補助員にやるとかいうふうな制度的なものではないと思います。それぞれの区の中でも今までの取り組みと決まりというようなことで、自主的なその行政区が判断されていると思っております。

次に、1世帯当たり4,800円ということで、大きい区も小さい区も支払いは4,800円ということで、このところが不都合があるんじゃないかなというふうなご指摘だと思います。先ほど管内の状況で均等割と世帯割というふうな区長報酬の考え方、他の管内の自治体、町の自治体についてはそういう考え方をしておりますが、南関町はその1世帯当たり4,800円というふうな金額です。本当に少ない区は、1行政区3世帯というところもあります。そういうところについては、関町の行政区管内にあるんですけど、ちょっとその方法をですね、ちょっと今働きをかけているところですので、そういうところの考え方の整理も必要かなということですが、ちょっとお答えになっていなかったと思いますけど、ご了承ください。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この問題は、一応区長制度と一緒にまた見直しを、また検討してもらいたいです。非常勤特別職ですね、この改定はこの前かな、農業委員と監査委員もなっております。あと教育委員会と選管かな、この方は減額になっとるみたいですが、私は区長などの報酬見直し等で質問しましたが、何か区長さんだけの話になって、ほかの非常勤の特別職報酬、費用弁償も、やっぱり私はもう少し力を入れんといかんやったのかなと、ちょっと反省をしております。

今、ちょっとまとめに入ります。今、アベノミクスで景気が良くなっているように言っていますが、やっぱり地方で賃金は上がらず、厳しい生活をされている方もおられます。ちなみに、平成25年3月25日の県の統計、今日が発表ですけど、これは平成22年度が一番新しいんですけど、南関町の1人当たりの市町村所得ですね、これは192万5,000円ですよ。今でも私はあまり差がないと思うんですけど、景気は回復は、私はまだまだのようです、一部の特別職だけ報酬改定しては、ともに行政に携わる者同時、いい気はしないはずですよ。南関町の町民の所得実態、実情を把握し、町民目線で町民の暮らしから、町民の方々がどう思ってい



るか、私はそれを知るべきだと思います。納得してもらう努力をし、住民の皆さんが進んで行政に参加されるようにすることが大事じゃないでしょうか。行政は住民の理解があってこそ、私はスムーズにいくと思います。区長制度などの見直しともに、非常勤特別職等の報酬、費用弁償の見直しに力を注いでもらいたいです。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 5番議員の田口でございます。

私は、第1番に林道について、これは昨年も質問いたしましたんですが、福山二城山線が平成19年に延長2,413メートル、幅員4メートルで拡張工事が計画されました。途中で、今途切れて開通まで至っておりません。昨年の質問では、町長より、白川・菊池川地域森林整備計画の変更申請を行い、平成25年5月より用地所有者調査、関係集落との調整を計画すると申されました。その後、何の進展もありませんので、もう一回、これを確認いたしたいと思っております。

それから、2番目は、福祉センターうから館の取り組みについて。これは町の直営となって2カ月が経過しておりますが、業者の皆さんからいろいろお話を聞いております。それで、今後どのような取り組みをされるかを質問いたしたいと思っております。

以上で、後は自席にて質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（本田眞二君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました5番田口議員の福山二城山線の林道新設についてのご質問にお答えいたします。

本件につきましては、昨年の9月議会で質問いただきました。その後の進捗状況ですが、県玉名地域振興局と協議を行い、二城山線延長新設を行うためには、まず白川・菊池川森林計画の変更申請が必要となることから、申請をし、許可をいただいております。問題点といたしまして、この一体が土石流渓流として、熊本県から危険地域に指定されているということでございます。この点につきましては、玉名地域振興局林務課及び維持課と協議をいたしました結果、災害に対する十分な対策を講じた施工をするのであれば可能だろうという返事があるところでございます。

また、既設の林道は単県事業で開設してもらいましたが、現在、単県でのメニューがないということで、今後、該当事業のメニューを待つという状況でございます。今後、進め方につきましては、関係する地元区長さん方と事前協議の場を設けたいと考えております。

次に、福祉センターうから館の取り組みについての質問でございます。総合文化福祉センターの運営につきましては、利用者にとできるだけ支障がないよう運営に努めているところでございます。今後の取り組みにつきましては、南関町総合文化福祉センター検討委員会を発足し、6月14日に第1回の開催をしたところでございます。この検討委員会において、今後の施設

の基本方針及び利用目的、運営方針、その他施設の有効利用に関する必要な事項について審査・審議をお願いしたところでございます。この検討委員会の結果を踏まえ、併せて議会からのご意見をいただき、できるだけ早い時期に指定管理者制度による施設運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

細部につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁はありますか。はい。再質問を開始してください。5番議員。

○5番議員（田口 浩君） はい。ありがとうございました。

今、崩落の心配でどうしても前に進まないというようなご答弁でございましたけれども、地元の皆さん方は非常に楽しみにされているわけですね。これは迂回路を造ってでも、よければ何とか開通させていただきたいなという気持ちがあるんですが、その点、いかがでございますか。町長、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田敦吉君） 二城山線の林道についての迂回路ということでございますけれども、皆さん方、地形的にご存じかと思っておりますけれども、言うならば馬の背といいますか、その頂上を林道が走っている計画になっておるわけですね。現在、途中まででございますけれども、その先が1,300メートルぐらいあると思っておりますけれども、1回ですね、一応検討はいたしましたんですけれども、どうしても地形的にできないような状況でございます。そういうことで、今後、地域の皆さま方と十分話をしながら進めなければ、大変な問題になりはしないかと危惧をしているところでございます。そういうことで、今後、十分検討しながらですね、バイパス的なことも考えますけれども、バイパスする場合に、地形的にできるかという問題ですね。非常に頂上が狭いものですから、迂回路もできないと私は思います。できるならば、自然的に別の方向から上げる方法をとらなければならぬこともあるのではなかろうかと思っておりますので、それにつきましては十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 今までに、その用地の交渉とか何とかで、地元の皆さんと協議されたことはあるんですか。いかがでございますか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 用地の件でございますけれども、この福山二城山線につきましては、平成5年度に間伐作業道として開設しております。その後、道路拡幅しまして、林道ということに昇格しております。地権者については、以前延長計画が出たときに、1回設計書は作っております。その中で地権者が50名ほどおられます。この中には共有名義の部分もございます。当時は、進めるにあたって、地権者の同意が得られずに、現在に至っております。これを再度計画するとなれば、また地権者の説明、同意等が必要になるかと思っております。以上で

す。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 町長も、ちょっと今のところ難しいんじゃないかなと申されております。担当課として、よければ地元の方たちと、こういう状態でこうなってるんだということを説明していただければ、少しは安堵されるんじゃないかと思っておりますので、その件は何とか努力していただきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） はい。地元関係の小原、相谷区になると思っておりますけれども、この区長さんあたりに、今後もし単県事業がメニューがあった場合は、ルートを含めて、事前に説明をしていきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） ちなみに、用地の確保もそうですけれども、頂上の道路の拡張はできる状態ですか、どんなですか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） その工事をやるにあたっての単県でのメニューというのが、現在のところないということで、ほかに方法がないかちょっと振興局と協議はしていくつもりでおります。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） はい。わかりました。もうこれ以上言っても、今のところ進まないような気がしますので、この件は終わります。

次に、今度は福祉センターうから館のことについてお尋ねいたします。今、町直営になって2カ月経過いたしました。今のその2カ月間の経過で、燃料費がどのくらいかかっているかとか、今後かなりまだあそこは金食い虫になるんじゃないかならうかと思うんですよね。それで、よければ、なるべく早く指定管理者を設けて、何かと民間に早くしていただきたいというような気持ちで質問しております。よろしくをお願いします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 担当課の福祉課からについては、4月、5月の利用状況ということで数字をご報告させていただきたいと思っております。細かくは申し上げられませんが、特に一般の入浴客、それから家族風呂、それから身体障害者用の風呂という、この主な大きな収入が伴います3点について、一応数字を述べさせていただきたいと思っております。

まず、4月の一般入浴ですけれども、これは券売機における件数でございます。一般風呂が4月、4,793件、家族風呂1,255件、身体障害者用のお風呂が72件、また5月におきましては、同じく一般入浴が4,956件、家族風呂が1,234件、身体障害者用のお風呂が82件、合計しますと、平成25年で1万2,392件の利用件数ということでご報告をさせていただきます。

また、昨年度の4月、5月の利用状況はどうだったのかということで、ちょっとご参考までに数字を、今のベースでお答えさせていただきますと、4月の一般入浴が5,217件、8.1%の減ということでございます。また、家族風呂につきましては1,431件、これは昨年度の月に比べまして12.3%の減、それから身障者用のお風呂ですけれども、24年度89件、19.1%の減です。ちなみに、5月におきましては、一般の入浴が4,914件、プラスの0.8%の増でございます。家族風呂につきましては1,370件、マイナスの9.9%です。それから、身障者用のお風呂が99件、マイナスの17.2%ということで、昨年4月から5月の件数が1万3,120件になるかと思っておりますけれども、4月、5月の全体的な利用者数の件数につきましては、マイナス5.5%という数字を一応出しております。

それから、燃料費ということでございますけれども、一応当初予算におきまして、29万リッターの91円ということで、約2,600万円ほどの燃料費を計上させていただいているところでございます。この燃料につきましては、月平均が2万4,000円ちょっとで、91円ということで、210万円ぐらいの月々の予算ベースで一応予算計上させていただいているところですが、4月、5月の灯油の実績でございます。4月におきましては、灯油価格が83.7円の購入価格で、2万4,000リッターを使用しております。その合計額が208万800円となっているところでございます。また、5月におきまして、灯油価格でございますけれども、幸いにも灯油価格の値下がりということで、5月につきましては80.8円の2万4,000リッター、金額にしまして193万9,200円、また6月については、一応今の予測ですが、価格にしては6月の1リッター当たりの単価がまた値下がりということで、78.96円で1リッター購入をいたしております。今の利用状況から推測しますと、6月では2万リッターの消費ということで見込んでおりまして、金額で157万9,200円というふうに見込んでいるところでございます。灯油、それから利用人数については、以上でございます。

○議長（本田眞二君） 次は質問の番でございますが、暫時休憩します。10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時13分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番議員の質問の途中でしたので、これを続行します。5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 今、6月までの燃料の使用量と、それから金額が示されました。今後、多分これから秋にかけて、また燃料が高騰するんじゃないかなと思うんですが、その予算的なことは考えておられますか。できればだいたいの推定の量ですとか、費用ですとかをお聞かせ願えますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 灯油の今後の見通しということでのご質問かと思えますけれども、担当課としましては、先ほど申し上げましたとおり、これから夏場に向けて、9月ぐらいまではやはり外気温が高いということで、燃料の消費というのは今、4月、5月から比べては使用料は減少すると見込んでおります。価格的にも夏場ぐらいまでには、今の価格的なもので推移するのではないかと考えております。しかし、やはり9月以降、冬場になりますと、どうしても燃料の増加はあってくると、その分についてはもう今の平均の2万4,000リッターということで申し上げましたけれども、それ以上の灯油の量が必要かと思えます。また、タンク燃料の相場といたしますか、それについてはやはり使用量が多くなりますと、どうしても今の社会情勢からも勘案しまして、やはり燃料の高騰というのは可能性が非常に大きいということで、今後、冬場についてはやはり燃料費の増加というのは増えるというふうに見込んでおります。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 今、課長から、高騰するだろうというような、値段的な上がるだろうとのお話でした。今、バイオマス燃料のボイラーがあるんですが、これを使用するというようなお考えがあるかどうか、ちょっと課長、お聞きしたいんですが。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） バイオマスを使用することは考えているのかということでのお尋ねでございます。その使用する使用しないということは、ちょっと私から直接申し上げることは差し控えさせていただきますけれども、それに検討する材料というような数値、検討事項の内容のその意向というのはお示しできるということで答弁ということでさせていただきたいと思えます。今現在、バイオマス施設につきましては、前指定管理者の設置ということで、指定管理者からについては年間1,000万円から1,200万円程度の燃料費の節減ということでお話を聞いているところでございます。逆にそのバイオマスの材料、それからその1カ月に要する経費というのが、これはあくまで担当課としての指定管理者との話し合いでの金額ですけれども、130万円前後の1月当たりの燃料費というふうに試算をいたしております。先ほど4月、5月、6月ということでお話を、金額をご報告いたしましたけれども、4月が200万円ちょっと、5月が190万円ちょっと、それから6月については今現在のところ、見込みとして150万円ぐらいということで、数字をお示しをいたしたところです。今、先ほど1月の材料費が130万円ぐらいということで、極端に言えば、数字的に申し上げれば、200万円から130万円と70万円、それから5月におきますと、190万円から130万円ぐらいということで60万円、それから5月につきましては、160万円程度から130万円ということで30万円程度、確かにバイオマスにおきます燃料費の節約といたしますか、それは数字的には示されているところでございますけれども、しかし一応このバイオマスにつきましては、5番議員さんもお承知かと思えますけれども、利用するにはレンタルということでお話が聞いているところでございます。そのレンタルにつきましては、一応前指定管理者については、1月当た

りレンタルが60万円程度の金額をお示しをされております。そのレンタルの60万円につきましては、あくまで使用するだけというふうな申出があつていところでございます。ですから、その1カ月の点検、清掃、それから材料のチップをその機械に搬入するためのショベルカーのレンタル料、それからバイオマス自体にかかる電気代、それからそれに材料を搬入するための人件費、そういうのを含めると、一応前指定管理者からについては月に80万円程度の経費が別に必要ということをお知らせして、レンタル料とそういったものを合わせると、月に80万円ぐらいの経費がかかるというお話をされております。そうしますと、今の段階では使用料が少ない、それから燃料価格の、幸いにして90円と見込んでいたところが80円台ということで、その差額についてが先ほどお話ししましたように、60万円前後の差額となっておりますので、今の段階でレンタルをした場合には、その必要経費、その差額というのがやはり80万円以上なければ、バイオマスを利用する効果はないというような今の判断をいたしております。こういう理由から、しばらくはこの実際灯油を利用します金額と合わせた形で検証の必要があるというふうに、担当課としては認識をいたしております。以上です。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） これは、本当は民間に委託すれば、こういう心配もいらんわけですね。燃料の心配もいらんし、だからそういうところが、町長、どんなふうに思われますか。民間委託をなるべく早くしていただくようなお考えはおもちですか、どんなですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 結論から言いますと、私は早い時期に民間委託のほうがいいとは思いますが、今、諮問をしておりますので、その諮問を検討委員会で検討されていると思います。その結果がどう出てくるか、その答申を受けて判断をしてもらいたいと思います。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 私が質問してますけど、この同じ質問で、島崎議員、それから酒見議員、まだこれからされますので、それをお聞きしながら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

続いて、11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） こんにちは。11番の酒見です。

今回は、3項目についてお尋ねをしたいと思います。今、5番議員の田口議員が、私が聞きたいなと思つたことをみんな聞かれましたので、非常に聞きにくくなりましたが、私は私なりにお聞きをしていきたいと思つています。

まずは、南関高校の問題ですけれども、私が表現の仕方を南関高校の取り扱いについてというような表現をいたしておりました。この表現は私のほうで考えてみまして、どうもあまり良くない、不適切だなというふうに思つておりました。それはなぜかと言いますと、取り扱いをするというようなことを、町ですということではできんのじゃないか。町の財産のように思わ

れがちですので、見方をされがちかと思えます。誤解されてはいけませんので、南関高校が廃校になったとき、その跡地利用がどうなるのかお尋ねしますというような表現に変えたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

熊本県教育委員会の計画による県立高校再編整備など、前期、そしてまた中期と、計画どおりに進められ、最後の後期に差しかかっているところでございます。南関高校も平成28年度をもってその長い歴史に幕を下ろそうかとしておるところでございます。南関高校育友会をはじめ、行政、そして町民、一丸となって、その反対運動を展開されたのでございますが、結果として廃校と結論づけられたところございました。もう後戻りはできないでしょうが、廃校となったとき、その跡地利用について、県から何らかの通達のようなものは、まだ今のところないのか、何か話があったのかお聞きをしたいと思います。

そしてまた、長い歴史をもつ南関高校は、もともと町民有志の財産であり、県に提供されたものであると聞いております。時代の流れとはいえ、この時期に廃校の目にあおうとは、誰が想像したのでしょうか。しかしながら、その結論は非常に残念ですけれども、深く受け止めなければなりません。現時点で、跡地利用についての何の計画もないのであれば、県のほうに南関町にぜひ一つ払い下げをお願いできんのだろうかというような請願をし、町のために、そして町民のために、有効利用について考えるべきときではないかと思えますが、そのような計画など、どのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

次に、福祉センターうから館についてお尋ねでございます。うから館は、平成10年4月に、約15億円程度の建設費をかけてオープンし、当初は20万人を超える利用客があったと聞いておりますが、その後、年々利用客は減少し、町の指定管理者となり、その当時も何年間かはよかったんですけども、赤字が埋まらず、その都度、町の補正で埋めていたような状況でございました。その後、平成20年4月から民間の指定管理者に移行したわけでございますが、今もお聞きのとおり、その後、業績は上がらず、いろいろと企業で努力をされてきたのですが、赤字解消にはつながらず、今年3月いっぱいをもって、契約期間が過ぎてしまったのでございました。その後、新しい指定管理者の応募がなく、4月から町直営での経営が続いておるわけでございますが、利用者の状況や費用など、どのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

また、うから館を温泉施設として、このまま営業を続けるのか、検討委員会の発足でやがて答申が出るものとは思われますが、赤字続きの支出を今後どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

次に、町の経済の振興策についてお尋ねしたいと思います。4月に新しく就任された西田経済課長は、それまで経済課審議員として一生懸命、その業務遂行にあたってこられました。今度、経済課長になられ、心の中にはひとつやってやるぞというような燃えるビジョンをおもちであろうかと思えます。その抱負をぜひひとつお聞かせいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、お尋ねいたしまして、あとは自席においてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田敦吉君） ただいま質問を受けました11番酒見議員の南関高校の廃校になった場合についての質問にお答えいたします。去る平成25年1月8日に、県教育委員会において、県立高等学校再編整備後期実施計画の素案が了承されました。その後、2月13日に南関高校において地元説明会、3月18日に町への事前協議等が行われ、3月19日に県教育委員会におきまして後期実施計画が決定されました。それによると、4月1日に荒尾高校内に荒尾・南関校区新設高校開設準備室が設置されました。その後、荒尾・南関地区新設高校地元検討委員会が発足することになり、地元南関高校より高校校長、町教育委員会より大里教育長、町行政より堀総務課長、南関高校同窓会長、南関高校育友会会長が委員として検討されています。今後は、新校の教育方針、校名、校歌、教育課程、制服、通学等について検討されると伺っております。今後、南関町の子どもたちが安心して勉学、スポーツ等に研鑽できますように取り組んでいきたいと考えております。今現在では、県のほうからは以上のようなことを聞いております。

次に、南関高校再編後の南関高校の跡地の質問にお答えいたします。県立南関高校の再編計画は、いよいよ後期の実施計画まで、県議会の承認と県教育委員会の合意を得て、平成29年3月をもって閉校、移転が決定されております。しかし、跡地活用に関しましては、前期再編が動き出した該当校においても、まだ進展は見られず、教育長、教育施設課や高校教育課の話では、生徒が在学中から、跡地問題には取りかかることはできないとの方針でいるとお聞きしております。今現在、廃校後の利活用につきましては、いくつかの要望を聞いている程度でございます。

次に、福祉センターうから館についての質問にお答えいたします。まず、直営から2カ月経過状況はどうか。利用者数、費用状況などについての質問でございますが、総合文化福祉センターの運営につきましては、利用者にとできるだけ支障がないように運営に努めているところでございます。しかしながら、利用者人数の減少、施設の修理、レストラン運営業者の撤退など、経営状況は非常に厳しい状況になっていると認識をしているところでございます。温泉施設として経営を続けることは、指定管理者制度でも将来財政に大きな不安を与えかねない、経営内容を見直すときではないだろうかと思うところでございますとの質問につきましては、先ほど5番田口議員への答弁をさせていただきましたが、南関町文化福祉センター検討委員会を発足し、6月14日に第1回の開催をいたしました。この検討委員会において、今後の施設の基本方針及び利用目的、管理運営方針、その施設の有効利用に関する必要な事項について調査・審議をお願いしたところでございます。その検討委員会の結果を踏まえて、併せて議会からのご意見をいただき、できるだけ早い時期に指定管理者制度による施設運営を行っていきたく考えているところでございます。



細部につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後のご質問につきましては自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 11番酒見議員のご質問にお答えします。

町の経済浮上に対する抱負のご質問ですけれども、①の農業政策や計画を含めましてお答えいたします。南関町の基幹産業は、議員おっしゃるとおり、農業であると認識しております。本町の農業政策につきましては、町長の命を受け、町総合振興計画に沿って、また町長の方針に基づき進める覚悟でございます。

取り組む課題につきましては、たくさんありますけれども、私の思いとしては、3つほど、最重要課題として取り組みたいと考えております。1つ目ですけれども、現在進めております中山間地域総合整備事業の全工区の早期完成であります。本事業におきまして、平成23年度に南関西地区で賢木の今工区と、南関の墨摺川工区が着工しまして、平成24年度までにほかの2工区を含めて22ヘクタールの面工事が完了しておりますが、今年度今工区の残り7.6ヘクタールと、南関東地区の小原、相谷、肥猪、東豊永、下坂下の面工事15.6ヘクタールの着工に入りまして、それに加え堰改修やため池の整備を行う予定です。肥猪の東谷工区につきましては、工所用道路の確保や面積も広いですので、2年あるいは3年かかるのかなと思っておりますけれども、県に対しまして予算の重点配分をお願いして、できるだけ早期に完成させたいと考えております。その後も高久野工区の13ヘクタールのほ場整備や、上長田のパイプラインの工事も県に対し要望しておるところです。このような条件整備を行うことにより、作業の効率化が図られ、コストの削減、安全な農作業ができますので、ぜひ早期の完成を目指したいと思っております。

2つ目に、耕作放棄地対策と有害鳥獣、特にイノシシ対策です。これにつきましては、耕作放棄地が増えれば、イノシシの住処が人里へ広がってきますので、セットになって対策を講じたいと思っております。本町では、ご存じのとおり、農家の高齢化が進んでおり、後継者の不足とあいまって、遊休農地や耕作放棄地が徐々に増えてきております。このような中、作りやすい作物で耕作放棄地を少しでも解消し、収入増にもなる一つの例としてマンジロウカボチャを進めていきたいと考えております。現在、本町では8名で生産しておられます。面積にして3ヘクタールになります。これにつきましては、2週間ほど前に生産者代表とJAたまな、運送会社、青果市場、バイヤーと協議を行いまして、流通販売体制が整いつつありますので、生産組合を立ち上げ、生産者や栽培面積を増やし、産地化したいと考えております。

イノシシ対策につきましては、電気柵設置や捕獲等に対し補助をしておりますけれども、引き続き補助をさせていただき、農作物を守ることに加えて、猟友会、捕獲隊に協力をいただき、個体の減少にも努めていきたいと考えております。

最後に、3つ目ですけれども、農業の六次産業化であります。これにつきましては、平成2

3年度より玉名地域振興局と丸美屋、生産者、JA等と一緒に、黒大豆の加工を手がけてまいりました。今年の3月には上田町長と玉名地域振興局長が立会人となり、JAたまなと丸美屋とで加工品開発に関する協定書に調印していただいております。近々、関係者で会合を開き、黒大豆の加工品を中心としてマンジロウカボチャのペーストや粉末を使った加工品を開発していく予定です。

以上、この3点を重点的に推進したいと考えております。

ほかにもTPP関連等、取り組む課題は山積しておりますけれども、限られた人員の中、経済課全員一丸となり、農家の所得向上のために努力していく所存でございますので、議員の皆さま方のご助言・ご協力をお願い申し上げまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁ありますか。なければ、再質問どうぞ。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） どうもありがとうございました。

まずは、南関高校のことからお聞きをしたいと思います。この南関高校につきましては、まだ現在、授業もあっておりますことですし、県の財産でもあるし、それなりの県なりの跡地利用に対する検討委員会等も設けられて検討されておることであろうと思います。そういう中ではありましようけれども、県にばかりお任せしておかんで、いずれこの29年の3月には廃校ということがもう決まっておることですので、何とかひとつこの南関町の財産にこれをするにはできないかと、こういうふうに思っておるところでございます。また、その利用の用途についてどうのこうの言う時期ではございませんので、まずは県のほうにいろんな手を打ちながら、働きかけながら、町の財産に一応して、それから用途を決めるというような段取りをやっていくことはできないかなというふうに、私は思っておるところでございますが、それはもう当然、執行部の町長あたりが考えておられることだろうとは思いますが、そのへんのところの意気込みをどのように、今現時点で考えておられるのかをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 酒見議員のご質問に、私が今、高校教育課のほうと連絡をとっている関係で、先ほど町長が答弁いたしましたように、まだ在学生がおる間はあまり声高に跡地ということを出したくないという思いを言われております。その中で、私は今、荒尾高校に準備室がありますので、何回か通ってお話をする中で、今、前期の蘇陽、松島、天草東の状況を教えてくれということでお話を聞いてまいりました。その中で、やはり3つの自治体の中で、1自治体が譲渡を申し入れられているようで、あと2自治体は譲渡のほうを申し入れても、まだされてないと。検討委員会は24年から始まっているんですけども、譲渡のほうの申し入れがないと。それには理由があって、やはり特に南のほうでは小学校、中学校の統廃合が進んでおりまして、いわゆる市・町が保有している行政財産が非常に多いと。この問題がまだ片付いておりませんので、まだ高校までいってないので、まだ譲渡の申し入れがないのだろうというこ

とでございました。県のほうでも、活用があれば、まず地元のほうから意見を出していただくと。それを採用されれば採用したいと。ある自治体においては、県のほうから地元に出向いて、活用がありませんかという紹介もされたということでございます。それと、県庁内に県有地活用化議会をつくって、県のほうで例えば具体的な事業を進めることはないかという検討もなされているそうでございます。ただ、酒見議員も先ほどおっしゃったように、まだ在校生が29年3月までおりますので、そのことをあまり耳に入れたくないという思いがありますので、南関高校の場合にはまだその全然県のほうでも話し合っておりませんが、内々地元のほうでいいアイデアがあったらお願いしますということは聞いております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 当然でしょうね。これは今、子どもさんたちが授業をしておられる、これは勉強に、そしてまたスポーツに一生懸命になってやっていかねばならない非常に大事な時期でもあらうと思いますので、声高に跡地の利用のことを言うことはまだ、あまり言いたくはありません。しかしながら、先ほど課長も言われましたように、県は県としての何らかの思いがあるかもしれないし、そして順序として、地元のほうから何かを言ってくれば、それを優先的にやりたいと、聞き入れてやりたいという思いもあるかもしれんし、それでそのへんのところを先手先手で打っていかれんかなど。冒頭言いましたように、これは南関町の有志の方々の財産であるし、ぜひひとつ南関町に、課長は譲渡と言われましたけど、無償で払い下げてもらいたいと実際は思うわけですね。それで、南関町に迷惑をかけられるとですからね、南関町に町の子どもたちが荒尾まで行かにやでけんというような、荒尾に行かれん子どもたちもたくさんおられるかもしれんし、南関町の住民の方々に、子どもたちに迷惑をかけたのは県ですから、やっぱり譲渡ということよりも無償で払い下げて然るべき問題じゃなかろうかと私は思います。それで、そういうような、少しでも地元で迷惑をかけた、それならもう県として維持管理もとてもでけんと思いますので、地元が有効に利用できることならば、地元に使ってくださいというような意向で県も取り組んでいただきたいと思うわけですね。しかし、こちらから何も声を上げなければ、ああ地元はいらんとばいなと思われるかもしれんけんですね、早め早めに声を上げて、払い下げてもらいたいというふうに思いますね。そのへんのところをあまり大げさにやられるような時期ではまだないとは思いますが、ぜひひとつ検討委員会、荒尾とのいろんな委員会の中に、課長あたりも入っておられることであるならば、ひとつ荒尾のほうからもこれについては南関町に協力をお願いせにやいかんと思います。そして、住民が一丸となって、ひとつこれをもらおう、もらおうと県から譲渡してもらおうというような気持ちで取り組んでいったならどがんかなと思いますが、同じような質問になるかとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） この譲り受けを申し出る自治体も、これはまだ有償・無償というのがまだ教えていただけなかったんですけれども、南関町の南関高校が全部じゃないですが、江上

新さんのいわゆるその自分の土地の寄贈ということで成り立っていることを承知をしております。そのへんは県のほうに強く申し入れていきたいと思っております。今後、ほかの自治体でもこれが企画振興課というところで、いわゆる町で検討するという会をつくっておりますので、南関町においても総務課ないしまちづくり課のほうに行って、検討されることになるかと思っております。そしてまた、他の、先ほど前期のところと比べますと、県のこともおっしゃいましたけど、南関高校の跡地は非常に交通アクセスが良くて、ちょっと土地の価値が違うんじゃないかということで、利用価値からいいますと、非常に価値が高いということで、もしいいアイデアがあれば、町の意見を十分反映したいということをおっしゃったので、そのへんは十分にくんで検討していきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） それは、もう誰が見ても、あそこの今の南関高校の土地の立地というのは、それは非常にいいところだと思います。それは私ばかりじゃなくて、それはもう課長たちみんなが、皆さんが南関高校跡地は何に利用してもいいところじゃなかろうかと思われと思います。それで、県は少し恩着せがましくそういうことを言うかもしれんけど、これは無償でもらうというようなことを前提としながら、絶対やってやらにゃいかんと思うとります。そして、その譲渡については、またいろんなことを検討しながら、産業に利用したっちゃよかし、いろんなことになろうかと思っておりますので、いろんな心配事も多い中ではございますが、ひとつ県のほうに南関高校を廃校にシナカして、南関に迷惑をかけたということをおっしゃるが、ましくこっちが言ってもらいたいというふうにさせていただきたいというふうに思います。用途のどうのこうのについては、これはまだ今申し上げるべきではございませんので、ぜひひとつよろしくお願ひします。町長、この点についてはまだ早かろうとは思いますが、町長はどのようにお思いですか。町長がひとつ県のほうに出向いて、南関高校はやらにゃでけんぞというふうに言ってもらえんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田教吉君） 議員さんの趣旨は十分わかりました。しかしながら、まず譲渡してもらった場合に、まず町としてどういう方向で利用したいか、そういうことをまず決めてから行かんと、なかなか話にならんとじゃなかろうかと思っております。町の方針にしたがって、一生懸命努力をしてみたいと思っております。私も教育委員会にはいろいろ小言も言ってきました。言うならば、廃校になる前に荒尾高校と統合ということでございましたので、私は玉名高校の分校にしてくださいと、そのことによって生徒の皆さん方が、たいへん生徒の皆さんに失礼ですけども、現在の高校生に失礼ですけども、学力も付いてくるんじゃないかろうか。そのことによって成績が伸びる可能性が十分あるということをおっしゃったわけではございません。その中で皆さん方はただ廃校ということをおっしゃるに、来られましたが、その後のことはどう考えていますかと言いました。まだ後のことは考えていないということではございません。そういうことでは、私たちは承諾されませんよという、そのときは教育長もお出でだったと思っておりますが、言ったわ

けです。そういうことで、今後も教育委員会には小言なり、そしてまた要望してまいりたいと思います。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 非常に安心いたしました。しかしながら、今、町長が言われたようなことは、分らんじゃなかです。やっぱりそれはそれなりのビジョンをはっきり決めたところで、将来何に使おうと考えておるのかということ、当然聞かれるでしょうね。それを示さんことには、どがんなつとるとなど、それは言われたらどがんしようもなかけんですね、それは当然でしょうと私は思います。しかし、状況は今はまだ学校は子どもたちがいて、29年の3月まで子どもたちがいる状況の中で、跡地は何になるげなたい、どがんなるげなたいというようなことを、あまり言っても動揺を起こしたり、いろんな面で影響があったりしてはいけませんので、まだ言えないというような状況だろうと思います。しかしながら、その水面下では何に使いたいというようなことは言ってよかつじゃなかかなという。それでなかれんとしゃが、県のほうに大義名分が立ちませんので、それはまたいろんな機会を設けながら、町長はこれは私たちも十人十色、いろいろその考えが違ふと思いますので、そのへんのところの統一を図りながら、跡地の用途については検討していただきたいというふうに思います。

それで、まずはとにかく県からこれを町に払い下げていただくということを目的としながら、その中で用途はどういうふうにするというようなことは当然言わにゃいかんですけれども、そういうような目的をもって、ひとつ今後やっていけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。南関高校についてはですね、今の時点ではこれぐらいにしておきたいというふうに思います。

次に、うから館のことに入りますが、うから館は中身のいろいろ今の入館者数とか、費用とか、売上げとか、非常に大事なことですけれども、これは今、現時点で町直営でやられておられますので、これをそのことについてどうこうということはあまり深く聞きたいとは思っておりません。しかしながら、このうから館が町直営になる前に、企業の指定管理者がされとったわけですが、その3月の時点で次の指定管理を受けるということであれば、管理料の2,600万円ぐらいはいただくならばというお話があったというようなことを聞いておりますが、何を基本としてそのような金額が出たのか分かりませんが、恐らく2,000万円から3,000万円ぐらいはどうしても赤字が出るというようなことが基本になっているのではないかと思います。それでですね、この赤字になる施設をこのまま持ち続けて、温泉施設としての営業をした方がいいのか、もうこのへんで何かと変える、うから館そのものをいろんなイベントとか何とかでは、あれだけの施設はほかにありませんので、それは維持せにゃいかんですけれども、温泉施設をこのまま維持していいのか、そのへんのところを私は聞きたいと思っております。先ほどから、町長は答弁もされておりますように、指定管理者制度をなるべく早く立ち上げて、その文化センターを守っていききたいというような答弁でございますけれども、このままその施設を本当にしていったいいのかなという非常にあの思いがございますので、そのへんのところ

をもう一回お願いいたします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） この問題につきましては、先ほども申し上げましたけれども、今、文化センターの今後のことについて諮問をいたしておりますので、諮問がどう検討委員会の中でどう検討され、返ってくるか分かりませんので、その検討委員会の答申を私は待っているところでございます。恐らくまだ1回でございますので、4、5回はされると思いますので、その結果がどういう形になるかちょっと分かりませんが、できるだけ私としては早い時期に指定管理者に移管をしたいと。直営ということは考えておりません。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 3月でしたか、うから館のリフォーム、あるいは施設等のリフォームばかりでなくて、内容的なことを総点検されて、今からこのうから館を維持していく、営業していくためには、十分な施設とは言われませんが、これを営業していくような施設にし直すためには、1億5,000万円ぐらいかかるのではなかろうかというような試算が示されました。しかしながら、本当に1億何千万円もかけて、これをして、また何年長続きするか分かりませんが、温泉施設として先人が非常に町の文化福祉センターのために発案されて建設を10億円もかけてされととですから、こういうことをもう15年経った時点で、持ち上がるというようなことは非常に残念ですが、このままこの町の予算が50億円ぐらいの中で、うから館の3,000万円、4,000万円の赤字を補填していくということは、将来とても無理じゃなかろうかと私は思いますが、どなたでも結構ですが、課長でも結構ですが、それが本当に良いのか悪いのか、どのように判断されるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 答弁の番ですが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は答弁の番でしたので、これを続行します。副町長。

○副町長（本山一男君） 酒見議員の質問にお答えをいたします。

その前に、酒見議員おっしゃいますように、本体の建物そのものが10億2,000万円ぐらいで建設をされております。そのほかにですね、温泉ボーリングについては1億500万円ほど使っております。この1億円につきましては、当時の竹下内閣のふるさと創生基金の1億円を使っているわけでございます。そういうことで、総額約16億円ぐらいの費用で、あの温泉施設が出来ておるわけでございます。

建設当時は、住民福祉の増進、それから文化の振興ということが当時の目的、設管条例の目的であったわけです。しかし、その当時は温泉ブームというようなことで、議員おっしゃいま

すように、一番最盛期には20万ぐらいの入浴客があって、町にも黒字ということで、相当お金が寄附的なことで入った経過がございます。そういうことで、実はやっておりまして、その後、地方自治法の改正によりまして、民間でも、いわゆる会社でもいいというようなことで、指定管理者制度に移行したところでございます。その後、5年間、指定管理者のほうがやって、もうご存じのように、赤字になったと。それは、主な原因としては燃料高騰と、それから利用者の減と、そういうところがあるわけでございます。今、町長も答弁いたしましたように、総合文化福祉センターの検討委員会が立ち上がっております。6月の14日に第1回の委員会を開いて、その中で今後のあり方等について諮問をいたしております。その中には、5年間、指定管理者が指定を受けて、問題点等も設管条例等の問題等もあろうかと思えますけれども、そういう問題点等も出てきておりますので、その中で十分審議をされて、答申をいただいて、その答申の中で場合によっては設管条例等の改正等も必要になってくるのではないかなと思っておるわけございまして、ただ議員おっしゃいますように、このままの状態ですとすれば、将来的な財政負担を強いるということになりますので、いかにして、そういう指定管理者制度を利用しながら、経費の圧縮を図っていくかというのが今後のうから館運営の大きなことじゃないかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） これは、うから館を最初、平成10年、15年になるわけですが、当時された方々の勇気というのは、非常にたたえたいと思います。町の福祉センターであり、町民の方々の文化の交流、そして温泉に入っただいて、健康の増進ということも目的だったでしょう。当時は人口も多かったし、本当に温泉ブームでございました、バブル期でもあったろうしですね。しかしながら、年々、20万人を超え、現在ではその半分以下になってしまったというような状況を迎えるというようなことは、とてもじゃないけど、そのときはそういうことは誰も思わなかったでしょう。しかしながら、時代の流れに対応しなくてはいけない現実が私たちに突き付けられておると思います。この3月に次の指定管理者、今までやってこられた指定管理者の方々が2,660万円かの指定管理料を提示されたというようなことですけれども、先ほども言いましたように、その数字の基本となることが私には分かりませんが、恐らく2,000万円、3,000万円の赤字が出るから、そういうようなことに数字を出されたのであろうと思います。しかし、そこで私たちがどうしても考えなければならないのは、今、町の一般会計が50億円ぐらいのこの町の財政状況の中で、それを本当に今から老朽化ということも、もう既に始まっておりますし、施設の老朽化がそれにお金を突っ込まなければならないことが、もう目の前に迫っておるわけです。それで、これを温泉施設だけ切り離せばどうかなど、あとの施設はそのまま、いろんなイベントで使っていただくようにして、温泉部門だけでも切り離して、まったく温泉を一時期切り離して、それはまた後で用途は考えなくてはならないんですけれども、そういうことは考えられないかなというようなことを私は考えるわけです。そして、極力赤字の施設をなくしていかなければ、今後の町の借金はそうありませんが、

国の財政が破綻しようとしている中で、交付税等もそう期待はできません。それで、そのへんのところを考えながらやっていきよらんとしゃが、道州制等もいわれておりますけれども、町は単独でやっていかにやでけんというようなことを覚悟しておるわけで、皆さんが覚悟しておられると思いますので、そういう状況に対応していくためには、例え2,000万円、3,000万円といっても、その赤字をそのまま垂れ流すということは、これは絶対避けねばならないと思います。今、年間1万人はいきよらんような状況の中で、今後ますますまた減っていくのではないかと思いますので、これは黒字になることはほとんどないと私は思っております。それで、検討委員会の方々ほどのような答申を出されるか、それは分かりませんが、町の運営を任されておる皆さん方が、本当に切羽詰まったときどうするかということも頭の中に入れてながらやっていかんとでけんとかじやなかろうかなというふうに、私は思います。それで、今、副町長のほうから経過を言われましたけれども、そのへんのところも考えながらやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 今、議員おっしゃいますように、温泉施設を切り離して、ほかの施設はまたほかの方法でどうかというようなことだろうと思います。ご承知のように、うから館につきましては、複合施設の要素がありまして、一旦ですね、以前だったと思っておりますけれども、2階部分がほとんど収益のない福祉部門だというようなことで切り離そうかということを一歩考えたことがあるわけです。それはなぜかといいますと、入り口を西側のほうに階段があるわけです。しかし、2階の大広間をしますと、800ぐらいのお客さんが収容できるというようなことで、今の階段では危ないと、狭くて1メートルぐらいだから、せめて3メートル、4メートルにいと駄目だというようなことで、それも断念したような過去の経緯からございます。いずれにいたしましても、町にとっては中核的な施設です。あれだけの収容能力のある施設はほかにはございません。だからといって、人によってはもうそのまま町から売却したらどうかというような話もあろうかと思っておりますけど、なかなか町が800人から収容する施設を、これから建てるということはまたそれは大変なことです。それともう一つ、今、公民館、町の公民館が耐震構造上、ちょっといろいろ問題がございまして、そのへんあたりも検討していかなければならない。そういうこともありますので、もう先ほどから申し上げますように、検討委員会の中で、今のように上と下を切り離すとか、そういうふうないろいろなお考えをおもちの委員さんもいらっしゃるかと思います。そういう中で取りまとめて答申があらうかと思っておりますので、町長が申しますように、早い時期に答申が出て、一定の方向が出れば、その方向で、いずれにしても町の財政負担を軽減するというのが第一だと思っております。例え、おっしゃいますように、年に2,000万円にしても、10年経てば2億円ということになります。2億円の一般財源を使えば、大きな事業もできますので、そのへんもやはり考えながら、やっぱり進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。



○11番議員（酒見 喬君） ありがとうございます。

やっぱりこれは何と言いましても、町民福祉の向上ということは当然考えていかなければならない中でもですね、町は財政が豊かではないですけども、財政が逼迫するようなことにならないようにしていかなと、運営ができんとじゃないかと思えます。それで、町も企業もみんな同じですから、私たち個人も同じです。ですから、この借金の増えんように、そしてまた現収入で生きていかれるような町にしていかななくてはならないし、そして町民の方々がまちづくり課でもいつも言われますように、人口が増えるような対策もとっていかなければならないでしょう。それはもう誰が考えてもそうです。しかしながら、今、副町長が言われるように、2億円あれば大きな仕事もできると言われますように、本当に極力この赤字施設は減らすことはできんだろうか、建設当時に携わってこられた方々には非常にこういうことを言う失礼になり、申し訳ないんですけども、売却ということは私は考えておりませんが、一応赤字部門だけでも切り離して、そのうちに赤字にならんような事業を検討するという方向へ持っていきたいというのはどうかなというふうに思いますが、今、副町長が言われますように、そのような考えで思っておられることは間違いないと私は判断いたしますので、検討委員会も発足しておりますから、この検討委員会の方々の答申に委ねたいと思えます。これ以上はもう私が質問しようとしていることは意味はお分かりだと思いますので、これから先は検討委員会の方々にお任せをして、この町の施設であるうから館がスムーズに運営ができますようにお祈りするばかりでございます。その中でも今、いろんな小さい問題がございますけれども、町が運営している中で、いろんな苦情等もお聞きをいたしますので、担当課のほうでその苦情等の内容を分析されながら、それに対応していただきたいと。あまりお客さんが減らんように対応していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。うから館の問題につきましては、終わりたいと思えます。

それから、先ほど、町の経済の高揚について、西田経済課長から非常に嬉しいことをお聞きいたしました。この中山間地総合整備事業におきましては、東地区が15、6町、西地区が約30町近く整備をされたところでございます。まだ、東地区については今年の秋から建設工事が始まるというようなことでございますので、私たちも楽しみにしておるわけでございますが、非常に町として一生懸命取り組んでこられました。町長以下、この中山間総合整備事業に取り組んでいただきまして、非常に感謝を申し上げるところでございます。この東谷も私たちもところにはイノシシは全然1匹もおらんだったんですが、最近非常にあっちこちに電柵等を張られた関係で、張ってないところに、私たちに攻めてまいりまして、非常に被害が出ておるところでございます。しかしながら、この被害が出る前に、総合整備事業をやってから、このイノシシ対策等もやりたいと思っておるところでございます。耕作放棄地もイノシシ対策も圃場整備も一緒に解決するような時期がもう来年あたりには来ると思っていますので、経済課長の・・

（聞き取り不明）でもって、私たちも精一杯それに努力しながらやりたいと思っていますので、今後ともよろしく願いを申し上げたいと思えます。

それから、六次産業等は3本の矢の中に、最後に申されましたけど、この黒大豆対策等は非常にいろんなことをずっと前から、この経済の浮上に対する取り組みを経済課長はされておられる中で、黒大豆等は非常にいいんじゃないかなと思います。これが直接、六次産業につながるかどうかにつきましては、これから先の取り組みによって変わってくると思いますけれども、なるだけ六次産業につながるように指導をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。期待しております。

これで、一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（本田眞二君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

続いて、6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） お疲れです。6番の島崎です。雨のほう心配されるようでございますが、町内でも田植えが終わりつつあるようでございます。青々とした小さなこの芽を見ておりますと、風が揺れております。日本人の心の風景、ふるさとのほうを見ているようでございます。同時に田植えが終わりますと、何か安堵感をもつものでございます。秋の収穫まで台風の被害、また病害虫の被害が少ないことを願うばかりでございます。この風景を見ますと、いつも思い浮かぶ詩が一つございます。二宮尊徳の詩でございますが、「この秋は雨か嵐か知らねども、今日のつとめに田草取るなり」という作品がございます。ご存じの方もあられるのかなと思いますけれども、秋になると雨が降ったり、台風、いろいろ被害が心配される先のことを考えると、心配になってくるけれども、まずもって今すべきことをしなければならぬことをしていき、それが大事じゃなかろうかなという話でございます。大きな問題、各者ありますけれども、まずそれぞれやるべき務めに全力を投球する。町長のほうから、冒頭、今日ご挨拶がございましたけれども、任期の最後まで全力を尽くしたいという心強い、力強いお気持ち表明されました。また、経済課長のほうから、抱負ということで思いが語られたわけですが、それぞれ所属する課長をはじめ、町長をはじめ、教育長をはじめですね、思いがあると思いますので、ぜひ町のため、町民のために頑張りたいものであると思っております。

今回は3つの質問を予定しております。まず、第1点目といたしまして、節目となる来年の第30回関所健康マラソン大会でございます。今年は4月29日、昭和の日でございますが、1,661人の参加があった。去年が1,500人ほどだったので、また増えているということで過去最高だったということでございます。町の一大イベントに成長しているなと思います。そのようなことで、節目になる来年の30回大会、この盛り上げを願うものでございます。ご存じのとおり、この関所マラソン大会、町政施行30年を記念して始まっております。マラソン人口ですね、どんどん増えていると聞いております。2012年12月に笹川スポーツ財団が発表したデータによりますと、ジョギング、ランニング人口が1,000万人を突破したと。細かく言いますと1,009万人ということで、東京マラソンが始まったり、市民マラソンが開催されたりと、そのへんの影響が大きいんじゃないかなと見られております。そのようなことで、こうした健康志向といいますか、観点から町の関所健康マラソンの30年でございます

ので、盛り上げを町長、どういうふうにお考えかどうにお尋ねをしたいと思っております。

それから、2番目としまして、先ほど来、田口議員、酒見議員のほうから質問があつておりますが、町直営に戻った福祉センターうから館の今後の取り扱いでございます。うから館については町の将来を見据えて、今後の取り扱いを考えていく必要があると思います。そのようなことから、町長が答弁されておりますように、検討委員会が設置をされて、第1回の会議があつたということでございますが、この検討委員会には異なる施設としての活用なども視野に、時間はかかるかもしれませんが、ゼロベースからの議論を私は期待をしております。町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

このうから館の問題、やはり財政、お金の問題等、福祉の向上というところだろうと思えます。福祉のことを重点に考えますと、やはりお金の分がある程度は必要なのかなと思えます。しかし、お金がかかるというのはこれは税金を投じるということですから、そのバランスの議論が必要だろうと思えます。同時に、公共施設が多すぎるという指摘ですね。今日、熊日新聞にもちょっと載っておりました。高度経済成長期にどんどん建てられた施設が老朽化をしてきている。それを統廃合をしてくる。いわゆる維持費がかかるということでございます。このようなことから、人口も減ってきている、そのような中から見直し、統廃合を進めていく必要があるんじゃないかという思いもございまして、今後のうから館の取り扱いということを改めてお尋ねしたいと思います。田口議員、酒見議員の質問に対する答弁、データのほう、また方針等を伺っておりますので、重複しないところで、また質問を進めていければと思っております。

それから、最後でございますが、子ども・子育て審議会の設置ということですが、子ども・子育て審議会設置する条例制定というのが、今定例会出ております。提案されております。これはご存じのとおり、国が2年後に新しい子育て支援制度を始めるということで、町としては実施主体として、保育や幼児教育のどれだけのニーズが町内保護者の方に、子どもたちがあるのかということをもとに調べる必要がある。そして、事業計画を作っていく。それに基づいて、いろいろな支援を進めていくと、取り組んでいくということになろうと思えます。大事なことは、お父さん方、お母さん方、保護者の方々の働き方などに関わらず、保育や幼児教育が受けやすくなるようになることだろうと思っております。まずは、この最初、基本の基でありますところのニーズ調査が大事になろうと思えます。南関町が進めておる定住施策、これにもつながる、ダイレクトに響いてくる子育て・子ども支援だと思っておりますので、大事なことでございまして、この充実に向けまして、町長、そして教育、子どもたちを預かれております教育長のお考え、意気込みをお尋ねしたいと思います。

後の質問は自席にて進めてまいります。執行部におかれましては、簡潔・前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました6番島崎議員の関所健康マラソンについての

質問にお答えいたします。昭和60年に町村合併30周年記念として発足をいたしました本大会は、本年で第29回を迎えているところでございます。参加者といたしまして、1,601名と過去最高の参加数となり、主に町外からの参加がありました。このことはソーメン、あげ、農産物等の特産品のPRとして、たいへん有意義だったと考えております。

さて、来年の第30回大会についての質問でございますけれども、これまで以上に盛会になるようなことを望んでおるところでございます。第30回以降にもつながる大会にしていきたいと考えております。しかしながら、課題もあるかと思いますので、担当課長に現在計画や課題等を答弁させます。

次に、福祉センターうから館の今後の取り扱いについての質問でございます。5番田口議員、酒見議員の答弁もさせていただきましたが、南関町総合文化センター検討委員会を発足し、6月14日に第1回目の開催をしたところでございます。この検討委員会において、今後の施設の基本方針及び利用目的、管理運営方針、その他施設の有効利用に関する必要な事項について、調査・審議をお願いしているところでございます。この検討委員会の結果を踏まえて、併せて議会からのご意見をいただき、できるだけ早い時期に指定管理者制度による施設運営を行っていきたくと考えておるところでございます。

次に、子ども・子育て審議会の設置についての質問にお答えいたします。平成24年8月に、子ども・子育て関連三法が公布されました。この中で子ども・子育て支援法、法律第65条、第77条の規定に基づいて、6月議会で南関町子ども・子育て審議会条例の制定を提案させていただいているところでございます。子ども・子育て審議会につきましては、基本となる子ども・子育て支援計画策定、当該施設の実施状況の調査・審議する機関となるものです。新しい制度における事業計画策定において、審議会をはじめ、関係機関との連携により、現在取り組んでいる子育て支援施策に対する評価と、これからの新たな事業の取り組み等、十分に協議を行い、さらに推進していきたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 6番島崎議員の、3番目の子ども・子育て審議会の設置ということでのお答えをさせていただきます。私は、先月、5月の30、31に、東京で開かれました全国町村教育長大会、総会と研修会がございましたが、出席をして、2日目の31日、文部科学省の今年度事業説明を受けてまいりました。その中で、議員の質問内容に関わるものとしまして、平成24年8月成立の子ども・子育て関連三法の趣旨説明が行われました。

趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというものです。ポイントとして、三法の一つである幼稚園と保育所の一元化による認定こども園制度を改善・充実する、

あるいは待機児童を解消するというのが第1点目の内容です。2点目は、少子化の中における地域保育機能の確保に対応するという、そして3点目は、3つ目の法に関わるものとしまして、放課後子どもクラブなどの地域子ども・子育て支援事業の充実を目指すという方向が示されていることです。今後、議員からも提案されています本町における子ども・子育て支援審議会が設置された場合に、教育委員会としまして、福祉課と、あるいは町内のひまわり幼稚園、こどもの丘保育園、あるいは現在は無認可の文化幼児園等との連携を図りながら、保護者の子育てへの認識を高める家庭教育の支援、学校教育の場では今、子どもが育つためにも親も育たなければならないということで、親育ち講座というのが開かれております。今年4月からは家庭教育支援条例というのも熊本県で全国初で動き出しております。そういったことで、家庭教育支援の充実を図ることによりまして、子育てしやすいまちづくりを目指す、より良い方向性を模索していかなければならないと考えているところです。

以上、お答えしまして、あとの質問につきましては自席にてお答えします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 私のほうからは、島崎議員から関所健康マラソン大会のことについて、町長のほうから今、担当課のほうで計画なり課題を答弁させますということでお答えさせていただきたいと思っております。

議員質問されていますように、第30回大会の盛り上げを願うということでございますけれども、このことは私も判断しますと、やはり参加者をより多くする、また参加してきた方が喜んで帰っていただくということが盛り上げではないかというふうに判断をしているところでございます。毎年、関所健康マラソンにつきましては、大会終了後、総括会を行いまして、また大会の役員にはアンケートを取っているところでございます。その中で盛り上げの中に支障を来すことはないかというふうに考えると、毎年出てくるのがやっぱり駐車場の少なさということで、毎年上がっているところでございます。農協さんや、元ファミリーマートの跡とか、南関高校のところをフルに活用しながら、だんだん増えているところで、補っているところでございます。

南関高校につきましては、去年、一昨年より1,500人超えてきましたから、もう少し入らないかと思って、少しグラウンドのほうにというふうにお問い合わせをしたんですけれども、今現在ではまだグラウンドほうには駐車はできないということで、南関高校の玄関とか、体育館の横とか、フルに使わせていただいておりますけれども、非常に駐車場には大津山グラウンドからのシャトルバスにしても、非常に南関一小を使うにしても、少し町外の方に不便をかけているというふうに思っております。このへんは、今、1,600名ということで考えますと、大津山グラウンドからこのうから館にしたのが第22回の平成18年度からですけれども、このときの参加者は764名でした。それからすると倍以上なんですよ。そう考えると、非常に駐車場が厳しいということでございますので、この点については増やす方法はまだいろいろ工夫すればあるかと思うんですけれども、果たして人数がどうなのかということもちょっと検討

したいというふうに思っております。

盛り上げに関しては、議員おっしゃるように、私たちも同意見でございますので、費用対効果としてなるだけ安価な方で、ジョギング、マラソン愛好者が知ってる方ということで、オリンピックに出た方とか、九州在住の方とか、いろんな一つ一つつたって、今そういう方を参加を願おうという計画をしております。これはもういろんな駅伝関係者で、あの方なら知ってるという方がいらっしゃいますので、そういったお金をかけずに来ていただく方を、そして著名人の方を呼ぼうと思っておりますので、そのへんを検討しているところでございます。実際、平成7年にニコニコ堂の現役でした松野明美さんも呼んだ経験がございます。そういう中で盛り上がる一つの材料にはなりますので、そういった方をお呼びしたいというふうには検討しております。そういった課題と検討ということで、今のところは考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） ほかにはありませんか。それでは、再質問をお願いします。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） それぞれご答弁をいただきました。ありがとうございました。それでは、順番に質問をしていきたいと思っております。

まず、関所健康マラソンであります。町長のほうから、教育課長のほうからございましたけれども、町長のほうから、今年の29回大会もたいへん有意義だったと、30回も盛会を望みたいと、多々課題もあるということで、課長のほうからいくつか示されたわけでございますが、私がこの質問の切り口として、一つテーマを考えました。一体感という、共通、一体感ですね、これをちょっと切り口として質問をいくつかさせていただきたいなと思っております。まず、課長のほうからありましたが、駐車場の不足、これは確かにそのとおりと思っております。シャトルバスを運行してもなかなかちょっと距離があったり、皆さん汗をかいて、すぐうから館あたりで汗を流されればいいんですが、そのままちょっと着替えて帰るのには、ちょっとバスに乗ってというのは周り、ちょっと気持ちが悪いですので、汗びっしょりの中でありまして、そのへんはぜひ検討しないといけないなと思っております。

それで、まずちょっと一つずついきたいんですが、一体感の1番として何が楽しい魅力なのかということ、私のマラソン大会に出た記憶を、ほかの大会に出た記憶の中で思うのが、住民、地域の方との交流、また地域の方々、イベント、こういうのが一つ楽しみなのかなと思っております。それから、2番目として、ランナー、お互いゴールを目指して頑張る、また知り合いのランナーの方もおられるでしょうし、そのへんの方と出会う、再開する、新たな出会い、これも一つ楽しみじゃないかなと。それから、3番目として、自然、特に南関町は山、緑があるところでございますので、この自然の中で走る爽快感、このあたりが3つの一つ一体感、魅力じゃないかなというふうに考えます。

それで、一つずつ考えていきたいのですが、このイベント、地域住民の方、住民の方々、このイベントというのを考えたときに、簡単に言うと一番手取り早いのが応援だと思っております。沿道からの応援があると、やっぱり嬉しいし、よしちょっと頑張ろうと思ったり、またこの大会にまた参加しようという気持ちにまたなるんだろうと思っております。その応援なんですけれど

も、私も関村地区の歩道がありますが、そこでコースに待っておりますので応援をしております。近所の方を呼んで、今から来られますから、ちょっと出てみましょうということで呼ぶんですが、なかなかぱっと全体を見ますと、応援される沿道の方の声援が少ないなと思います。それで、課長にお尋ねなんですけど、防災無線あたりで、今このあたりですよとか、そろそろ来られますよとか、また応援をちょっとしてくださいというようなことを、これまでちょっとされたかどうかお尋ねしたいと思います。町の駅伝大会、12月の大会では、防災無線あたりで今どこの地区が何位ですよということかあって、ぜひ声援をお願いしますということがあつとるんですが、関所マラソンではあつてるかなと思いますものですから、ちょっとお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 関所マラソン大会では、防災無線を使った応援の促しはやっておりません。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） これはちょっとすぐできることかなと思いますので、実行をお願いしたいなと思います。

それから、イベントということでございますが、今、課長のほうからオリンピックの選手とかがあります。ふと、南関町を代表する方というのを考えますと、町民栄誉賞の浦田理恵さんがおられるなと一つ思いました。昨日ですかね、その前ですか、第四小学校のほうでもお話がされておりますし、子どもたちもたいへん喜んだという記事が今日載っております。そのあたりもちょっと検討をしていただきたいなと思うことで、一つ提案をさせていただきたいなと思います。

それから、次に、一体感のランナーでございます。やはりランナーの方は楽しみはいろいろ全国回られている方もおられると思いますので、そこでの南関での再開、これも楽しみじゃないかなと思います。そこで一つお尋ねなんですけど、この1,600人出場、町内・町外、ちょっと数字はどうなっておりましたですか。確認をさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） まず、本年が1,601名ですけども、町内が306名、町外が1,295名、ちなみに昨年、町内319名、町外1,203名、合計1,522名、その前が町内354名、町外992名、1,346名、以上のような形になっております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。1,300人ほどが町外ということで、南関町をアピールする、格好のイベントになっているなと思いますが、その中でそのランナーの方から、出場の方が聞いたんですが、名簿ですね、参加をされた方の名簿、例えば島崎、熊本県南関町とか、例えば山田何とかさん、荒尾市とか、あるいは熊本市とか何とかと、そのへんの名簿というのは配られておりますですかね、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 個人情報保護法のなる前は、詳しく住所を入れておりました。しかし、その個人情報の観点から、実際、いろんな形でマイナス部分もありますし、そのことを考慮して、今、名簿を作っておりません。このことにつきましては、要望された方も1名ありましたけれども、そのことはもう名簿はもう関係ないということでおっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、このへんにつきましては交流あたりはそこでされている部分はあるかと思えますけれども、個人情報保護法という部分の観点で、名簿作成をやめたところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。そういう判断ならですね。

熊本県の島崎というのも書いておられないんですか。まったく配っておられないんですか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） はい。それも作っておりません。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） そのあたりでもちょっと、そのあたり熊本県の何とかさんというぐらいいいのかなという気もいたします。ちょっと今後の検討をお願いしたいと思います。

それから、この私の一体感の最後でございますが、この自然、南関町、緑豊かなこの風景、自然の中で走る爽快感というのは、やっぱり何のものにも代え難いということで喜ばれていると思います。そこでお尋ねでございますが、南関町にこれは今年の大会のチラシでございますが、南関町に来られる、今年は1,300人の方が来られましたけれども、どうやって来られるかなど。まず、来られる方法として、一番多いのかもしれませんが、インターを使って来られると思うんですね。緑のインターがございまして。これで降りてくる。そうすると、普通ほとんどの方が新しく出来たバイパスを通られるかなと思います。南関の玄関口ですね。関所マラソンを走る方々にとっては、気持ちがどんどん高まってくる場面だと思います。このバイパスのごみが結構落ちてるんですね。車で通っておりましても、ちらちら落ちています。特に弁当かすでありますとか、ちょうどこのインターを降りてからバイパスに入る直前のところに、左側にガードレールがある。このガードレールのところは缶々が瓶から、ものすごい量落ちております。ちょっとそのガードレールを越えないと、こうして見ないと分からないものですから気づかれない方がいるんですが、沿道には相当な量です。そこで、住民課長、ごみの問題でお尋ねなんです、このバイパスのところ、家がないので、ごみを拾う、家の前とかだったら、棄てる方も少ないかと思うんですが、家がないものですから、つつい棄ててしまう方がおられる。そこで、この例えば地区の方々と協力してちょっとこういうイベントのとき、関所まつりとか、関所マラソンとか、陶器梅まつり、このようなきだけでもちょっと協力してできないかなと考えます。

そこで、どのように、課として考えておられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。もしかしたら取り組みをされているかもしれませんから、お尋ねします。



○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 今、島崎議員言われましたように、確かに町外から来られる際は、やはり気持ちよく来ていただいて、気持ちよく帰っていただくというのが理想だと思います。町におきましては、不法投棄の防止監視員さんあたりを各地区に配置といいますか、いていただいて、月に最低1回は地区を見回っていただくと。それから、町のほうでもできるだけ不法投棄のないようにということで、監視カメラあるいはダミーのカメラあたりを設置したりとか、あとは昨年度はこれは大型になりますけれども、荒玉の産廃協会と協力しまして、ゴルフ場の上り口、それから大津山公園あたりの不法投棄の撤去というような取り組みをやっております。また、毎年、今年も今月の6月2日に一斉クリーン作戦ということで、町民の皆さま方にご協力いただいて、ごみ拾いあたりをしていただきました。出た量が半端ないような量が毎年出てきます。そういうところを見ると、今、島崎議員が言われたように、目に見えないところであっているというのも確かだと思いますし、最終的にはもう個人のモラルの問題だと思いますけれども、やはりそれがあとを絶たないというのも事実でございますので、言われましたように、うちだけでできるかという、なかなかそのところも難しいところがございますので、マラソンあたりの担当課、マラソンに限らず、ほかのまつりとか、いろいろなイベントもございまして、そういったところの担当課あたりと打合せをしながら、地元あたりに協力要請あたりができれば、そういったお話もして、できるだけきれいなまちづくりを心がけていきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい。地元ということでありましたけれども、本当に日常的にちょこちょこちょこその掃除といいますか、ごみの回収をしとるなら、大きな溜まりはしないわけですね。そのへんだと思います。ですから、特に地元の方ですね、関村もこちらにあります、外目のほうもありますし、町のほうも、関東もちょっとかぶるかもしれませんが、そういう方々にちょっとご相談されて、できれば月に1回でもちょっとできるような相談をしていたきたいと思います。関村区長さんも、ごみの問題、たいへん熱心に取り組まれておられまして、ちょっとごみがこんなのが落ちてたよということで町に確か持っていかれたかなと思います。そのようなことで、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

また、田口議員もこれはちょっと余談でございますが、議会だよりの編集後記の中で、大牟田から来られた方がそのバイパスでごみ拾いをされとったと、自転車の方がごみ拾いをされとったと。ご挨拶されたら、たいへんもう喜ばれて、それに声を掛けていただいて嬉しいというふうなことで書かれておりました。本当に町外の方が掃除するようなことは、ちょっと残念だなと思いますので、きれいな町にしたいなと思います。そのようなことで、要は関所マラソンですね、この課長が言われるように、参加した方が喜んで、楽しかった、また来たいなという方が増えるような催しにまたさらにならなりたいなと思うところがございます。そういうことで、この最初の質問は閉じたいと思います。30回大会が盛り上がることを祈って、ま

た協力すべきところは協力をしていきたいというふうに思っております。

次に、2番目としまして、直営に戻った福祉センターうから館でございます。町長のほうからございました。また、答弁も質問を何人もされております、答弁もあつたおりますので、もう本当にいくつかの点しかありませんけれども、課長のほうにちょっと細かい数字のところでもうお尋ねさせていただきたいと思ひます。この数字はなかなか出せないのかなという気もするんですが、田口議員のお尋ねの中で、4月、5月の利用人数、一般のお風呂、それから家族風呂、それから障害者の方のお風呂、利用の数が出たかと思うんですが、これを売上げというのは出せますですか。いかがですか。券売機の売上げといいますか、はい。

○議長（本田眞二君） 次は答弁の番ですが、10分ほど休憩します。

-----○-----  
休憩 午後4時00分  
再開 午後4時10分  
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の番でしたので、これを続行します。福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、6番議員島崎議員の入湯者に伴う、その収入ということで、合計金額、家族風呂とか一般風呂とかでございますけれども、合計金額の数字でご報告をさせていただきたいと思ひます。4月分でございます、499万6,800円。5月分でございます、410万4,950円、2カ月計で910万1,750円という数字になっておるところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい。分かりました。

では、ちょっとあわせて人件費ですね、2,000万円ちょっとだったと思ひますが、人件費をちょっと確認をさせていただきます。それから、何人分なのかも、分かりましたらお願いしたいと思ひます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 一応財務上、申し訳ないですけれども、人件費ですけれども、非常勤職員、それから臨時職員ということで、17名分の賃金、それから報酬ですけれども、4月分が5月分ということで、1月遅れになりますけれども、5月支出済額ということでご報告をさせていただきたいと思ひます。非常勤職の報酬が、4月の給料ですけれども63万3,825円、それから臨時職員の賃金でございます。104万9,274円、以上でございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。参考になりました。

それで、先ほど最初にお尋ねしました4月、5月の売上げということで、9,010万円という数字がありました。これはパス券ですかね、パスポート券、あれも入つておつたですかね、

すべてですかね。券売機と窓口で買われる、窓口ですか、パス券は。それも併せてお願いします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい。おっしゃるとおり、入浴に関する販売の売上金額という数字でございます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。今、9,000じゃなくて、売上げは900でしょう。

○福祉課長（坂井智徳君） そうです。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい。分かりました。900ですね。失礼しました。分かりました。

それでお尋ねしていきたいんですが、酒見議員も田口議員もずっと質問されておりますので、それほどお尋ねはないんですけれども、うから館のこれからを考える、あり方を考えるということで、私は検討委員会が設置されたと思っておりました。ところが、町長のほうからありましたけれども、指定管理をしていきたいということで、あくまでも指定管理をする、その形を検討する検討委員会、あくまでも指定管理が頭に来ての検討委員会なわけですね。それをちょっと確認をさせてください。私がちょっと感じておりましたのは、前回の定例会の中で大局的なこの公共施設の管理ということで、例えば統廃合とか、まったく別の施設としてうから館を使うとか、公民館が老朽化したら、例えばうから館に持ってくるとか、いろいろそういう大局的なアイデアを出し合う、その一つとしてうから館という施設のあり方を考えるのが、今度出来た検討委員会なのかなと思っただけなんですが、そうではないわけですね。指定管理をする、それがまず目的としてあって、いろいろ考えていく検討委員会なわけですね。ちょっと確認させてください。町長ですかね、課長ですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 一応今回の検討委員会の発足につきましては、トップの意向ということで、直営では運営は考えていない、あくまで指定管理者制度を活用した、つまり民間ノウハウを活用した施設の運営に取り組みたいということで、基本的には指定管理者を前提とした形の運営ということですが、その運営方法の内容につきましては、大局的ないろんな、先ほど副町長の答弁もありましたけれども、設管条例を変更するとか、そういった具体的な検討を委員さん方にぜひお願いしたいということで、町長も諮問をされたところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。私がこのうから館が、今恐らく指定管理でまた答申が上がってくるだろうと思います。その中でいろいろ考えますと、うから館が観光拠点施設となるのか、それとも地域住民の拠点施設的なものになるのか、その2つかな、若しくはまったく別の施設になるのかな、この3つ、まあ2つなかなと思います。その観光拠点施設と地域住民の施設を考えたときに、観光というのはうから館、温泉の質とか、このへんの周辺の観光スポット的なものがあるのかどうか、つまりこのへんで言うところの山鹿の平山とか、あのへん

の魅力ある、また大牟田、荒尾のほうの世界遺産、産業遺産、あのへんの部分があるのかなということ考えた場合に、観光拠点施設ではなくて、どうもやっぱり地域住民の活動拠点ではないかなという思いがいたします。その中でちょっと考えていくと、大局的なのということで、課長も言われたわけですが、私はいろいろ施設を維持していくのは心配です。維持費がかかります。そのへんは酒見議員も言われましたけど、私も心配をしております。この際、違うのになあという思いもございませう。しかし、検討委員会が発足して、今検討をなされているということでございませうので、これに委ねたいと思うんですが、ですから一つ、私の思いでございませうけれども、考えでございませうけれども、議長もこれは言われるんですが、老朽化している公民館をこのうから館の2階に持ってきたり、または民営化の今検討がなされております延寿荘、これもうから館跡に持ってきたり、温泉をお年寄りに利用していただいたりというのも一つ手なのかなと思います。温泉部分については、一般の方、家族風呂、一般のお風呂がありますので、一般の方でも利用できるようなこと、そういうのも考えていいんじゃないかなという思いはいたします。町長のほうから何度もありましたが、検討委員会に諮問をされておりますので、町長としてはまず答申のそれを待たないかんわけですが、私としてはそういうようなことも考えていいんじゃないかなと。いろんなまちづくりのアイデアがわいてくると思います。せっかくいいチャンスだと思えます。町の中心部にある、あれだけの施設、温泉、そして駐車場、調理室も持ってる、800人収容のホールもある、広いロビーもありますので、これをどうしようかということ、ぜひ町民皆さんを巻き込んで考えていくのはより良いまちづくりの一端にこれはなるんじゃないかなという思いもいたします。そのような気持ちをちょっと持っております。町長のほう、どうでしょうか。また繰り返しになりますけれども、ゼロベースからということで、私書いておりますけれども、いろんなことを考えて、町の将来を考えて、人口が減ってきてる中で考えて、やっぱり時代に即した使い方という視点も必要じゃないかなと思えますものですから、町長のお考えを、繰り返しになります、恐縮ですがお尋ねいたします。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今、質問いただきましたけれども、先ほど何回も申し上げますけれども、諮問をしておりますので、これを変えることは私はできないわけですね。その答申を待って、その結果によって考えていかなければならないと思っております。やはり住民の目線で考えていかなければならないと私は思います。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。住民の目線というお言葉をいただきましたので安心をいたしました。議会としては、この答申が上がってきて、町長のほうからそれを示されたときに、また議論ができればなと思っておりますので、ひとつそのときにいろいろ議論がなされればなと思っております。そのようなことで、この質問は終わりたいと思えます。

次でございませう。最後でございませう。子ども・子育て審議会、これの設置の条例が今回上が

っております。課長のほうからも、全協の中でもご説明があったところがございますが、まず確認をさせていただきます。今後のスケジュールをまずお尋ねしたいと思います。2年後に法律がスタートする、それに合わせていろいろなことを決めないといけないと思うんですが、このスケジュール、まずもってどうなっているか確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） ご承知のとおり、今定例会で条例の制定ということでお願いしているところがございます。この新しい新制度におきましては、まだ国も検討の段階ということで、詳細についてはまだ町のほうには報告というか、説明等がなされてないというのが現状でございます。そういった中で、一応国あるいは県等から示していただいております今後に向けたスケジュールということで、一応町の考えのスケジュールですけれども、平成25年度でございますけれども、まず議会において条例の制定ということでご承認いただければ、7月1日から発足ということで、同じく規則等を設けまして、委員さんの選任という形で、できるだけ早い時期に第1回目の開催を検討しているところです。

また、この審議会で今度の新しい法律に基づきます子ども・子育ての市町村の計画でございますけれども、それに伴うニーズ調査がございます。このニーズ調査につきましても、今度新しい法律の中で、その基本計画に示すべき事項というのが、まだはっきり国のほうから示しがありませんけれども、一応国の今の段階では市町村に、そういった基本的な計画案を示すというような情報は入っておりますけれども、今見ているところということで、このニーズ調査を7月の第1回目の会議等を含めまして、具体的にどういった調査内容にするのか、前回、次世代育成計画ということで、大きく10項目に分けてニーズ調査を実施いたしました。その中で計画に基づいて、これまでの後期の年度の進捗状況、それから新しい施策と、今度の支援法で13事業だったと思いますけれども、子ども・子育て支援事業というのが新しく事業として、項目として上げられていますので、そういった項目に従って、どのようなニーズ、要望等があるのかを検討していきたいと思っております。

また、そのニーズ調査を、できれば9月を目途に実施して、その後にニーズ調査の取りまとめ、それから教育、保育の量の見込み等を25年度に一応取り組んでいきたいと。それから、26年度に新しい子育て支援計画の検討ということで、半年程度、それにいろんな協議を重ねて、10月、年の後期に向かって最終的な案、それから当然、3月の議会において報告という形でご承認をいただいて、27年度の4月から新しい事業に取り組んでいきたいというような、一応今の段階のスケジュールを予定をいたしているところがございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 詳細、ありがとうございます。たいへん分かりやすかったです。

それでは、ニーズ調査ということですが、これはお尋ねですが、具体的にどのような形で行われますでしょうか。対象は0歳の子どもさんから18歳までですかね、例えば郵送で

送って書いていただくとか、例えば聞取調査をされるとか、どのようなニーズ調査になりますか、お尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 前回につきましては、郵送等で回収という形で調査をさせていただいたところです。この調査方法につきましては、この後において、どういった方法で行っていくのか、具体的に結論を出させていたいただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） その調査の方法というのも、子ども、今度設置される予定である審議会のほうで検討されるということですね。はい、分かりました。

ニーズ調査の設問もその審議会の中で詳細を決めていかれるということですよ。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 先ほどお答えいたしましたけれども、このニーズ調査についての案というのが、国のほうが示すという情報が入っておりますので、それを基本として、やはり国が示した調査内容と、やはり南関町独自に調査すべき項目も出てくるかと思っておりますので、その審議会の中で新たな調査項目とか、そういった審議をしていただくように考えております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。

ちょっと話をあれしますが、厚生労働省のホームページの中で、この子どもたちの次世代育成基本計画だったら、そのへんのニーズ調査の取り方ということを書いたページがございました。その中で、ああ確かにそうだなあと思うのがありまして、その手引きの中で未就学児、いわゆる小学校に入るまでの子どもたち、そして小学校の子どもたち、そして中学校、その後、高校なりですね、18歳までの。それをちょっと年齢別に分けて調査をするというのがいいんじゃないかということが書かれておりましたことを一つ申し上げたいと思います。

それから、いわゆる特別な家庭、つまり一人親世帯の方々については、ヒアリング、聞き取りをしたほうがよろしいんじゃないかということも書かれておりました。特別な家庭、そのへんはヒアリングあたりは、課長、考えておりますでしょうか。そのへんも審議会の中で検討されるのかもしれませんが、どのよえにお考えかお尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） おっしゃるとおり、できるだけニーズ調査ということですので、住民の対象者といいますか、そういった一人親の方、それからいろんな世帯によって状況が違いますので、できるだけ多くの方に対しての生の声といいますか、そういうものを目指していきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 安心いたしました。ぜひそういう姿勢で臨んでいただきたいと思いません。

それで、ちょっと参考まででございますが、6月15日の熊日新聞、25面でございました。暮らしの面というところのページだったんですが、難しい待機児童ゼロという、実現というのを記事が載っておりました。熊本学園大学の伊藤先生という保育学の先生がコメントをされておったので、ちょっとご紹介をしたいと思います。子どもの家庭環境はさまざまで、保育ニーズの把握は難しいが、保護者の声を聞きながら、各自治体が計画を立てて進める必要がある、今回のことですね。国や都道府県は、財政面で市町村をバックアップすべきだと。例の横浜市、待機児童ゼロになりましたね。この横浜市の保育コンシェルジュのように、子どもを預けられずに困っている保護者の相談に乗って、一時保育やファミリーサポートなど、子育て支援に関する情報を提供する窓口の設置を伊藤先生は提案されておりました。専門的視点から、各家庭に合った対応をアドバイスできる保育ソーシャルワーカーが求められているというようなことで言われました。なかなかこの人員を増やすというのは、町あたりでは難しいかもしれませんが、市あたりでも難しいかもしれませんが、このような姿勢がやっぱり大事なのかなというふうに思っております。

そこで、お尋ねでございますが、南関町でもぜひニーズの中で出てくるんだと思いますが、いわゆる学童保育、小学校に入った途端、今までは延長保育とかがあったからよかったけれども、ご両親の仕事の関係とかで、小学校に入った途端、その後の学校で預かりができなくなってしまうと。3時、4時に帰ってくるということで、習い事をさせないといけなくなったり、またちょっとそのへんでいわゆる鍵っ子と昔言っておりましたが、そういう状況もあるということで、小学生あたりの保育というとあれですけども、一時預かり、このへんの取り組みはどのように考えておられるかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） それでは、お答えいたします。

現在は、先ほどもちょっと述べた中にありました放課後子ども教室という制度を昨年度までは、第三小学校と第四小学校でした。それが、今年は体制が整って、第二小学校まで取り組むことができるようになりまして、非常に学校の体制づくりができたお陰、保護者も喜んでもらって、ただ第一小学校はまだ放課後子ども教室がスタートできないでおりますので、いわゆるその家庭のニーズによって両親は共働き、家に帰っても誰もいない鍵っ子の家庭につきましては学童保育ということで、文化幼児園が過去10年以上取り組んでいただいていますけれども、そちらにニーズを活かせる場を設定して、ただしこの放課後子ども教室も週2回しか、二、三、四小はできていませんから、それ以外のウィークデイ、授業日、これは文化幼児園に二、三、四の子どもたちも現在お世話になっているというような状況です。ですから、さっき無認可保育所といいましたけれども、文化幼児園もそういう意味で、非常に町にとっては大事な存在であるということだと思っております。以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。一小だけあれだったものですから、そういう中でファ

ミリーサポートというのも一つ大事になってくるかなと。つまり、子どもさんをちょっと預かる、近所の方といいますか、そういうような制度も必要かなと思います。

そこで、まちづくり課長になりますかね、ファミリーサポートのこの検討というのはどのようになっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 本来であれば、窓口は福祉課であるかもしれませんが、うちの住んでよかったプロジェクト推進事業というのを今18項目で進めておりますけれども、その中で当初からいろんな意味で子育て支援、どうしても重要になってくるのはやはりファミリーサポート事業、これも必要であるということで検討しておりました。当初18項目の中で進めておまして、まずは出来るものからということで考えておまして、このファミリーサポート事業につきましては、やはり地域の協力、それぞれの方の協力が必要でありますので、そういった方の協力あたりの、これもあくまでニーズ調査あたりも該当するかと思えますけど、そういったところで協力できる方と必要とされる方のそういった関係もありますので、そういったものをもう少し調べながら事業は進めていければというふうには考えています。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） ありがとうございます。

それから、ちょっとお尋ねでございますが、文化幼稚園のほうで、今、学童保育を特に第一小は、曜日が無いときは二、三、四の子どもたちも行かれていますということでございましたが、ちょっと参考まででございますが、文化幼稚園の遊具が、これは保護者の方から聞くわけですが、遊具が幼児向けの用具だということで、小学3年生、4年生にとってはちょっと物足りないという声も聞かれるところでございます。一つですけど、お伝えしておきたいと思っております。

それから、ちょっと本筋に戻りますけれども、今度できる子ども・子育て審議会、この審議会の要綱の中で15人以内という委員さんですね、15人以内となっておりますが、どのような構成を考えておられるか、これは福祉課長ですかね、お尋ねをいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 条例で15名以内という組織等の項目を示させていただいております。

この条例の2条に、規定する所掌事務等で5つの項目について審議をしていただくということで、ちょっと構成メンバーと前後しますけれども、子どもの育成に関する事項、それから子育て支援に関する事項、母子保健に関する事項、青少年健全育成に関する事項、それからその他町長が必要と認める事項、この5つの項目について審議していただくということで、その内容につきましては、まず子どもの保護者、それから子ども・子育て支援事業に従事する者、3番目に南関町議会議員の代表、それから南関町教育委員会の代表、それから学識経験を有する者、6つ目にその他町長が必要と認めた者、この6項目の中から15名以内で委嘱選考をさせていただきたいと思っております。



○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） はい。分かりました。大事な存在になるのが、保護者の方、そして学識経験の方じゃないかなという思いがいたします。学識経験といいましてもいろいろとあると思います。大学の先生方をはじめ、また経験のあられる方、いろいろありますが、できるだけ大所高所からのこの意見をされる方を選んでいただきたいなと思います。

それで、一つございますが、今、質問いたしましたときに、子ども関係のお尋ねで、いろんな福祉課、またまちづくり、教育課ということで、いろいろ連携をとりとるんですね。これが子ども支援の実態だろうと思います。それぞれが子ども関係のをもちながらやっておられるということで、そういうことでちょっと一つご紹介があります。山鹿市のことでございますが、これは去年の9月の記事だったんですが、子ども相談窓口を開設したというのがございました。これは天草市に次いで、山鹿市がつくられたということで、要は子育てに関する相談窓口業務を一元化した子ども総合相談窓口を、旧鹿本の生涯学習センター「ひだまり」の中に開設されたということが載っておりました。つまり、記事を見ますと、これまでは福祉課や子育て支援課、教育総務課など、6の課に分かれていた総合相談窓口をまとめたということですね、これを一本化した。つまり利用者にとっても、それは便利なことでしょうし、そこの中でいろんなご相談ができるということでもございました。

それから、さらに大事なところが、家庭教育支援員や保育相談員等、4人から10人が常駐されとるということでもございました。それから、実際相談するときは、総合窓口に行かれての相談のできるし、電話でももちろんできるし、メールでもご相談ができるということだそうです。担当課や専門機関と連携をして、いわゆる市役所だけでは対応できないレベルのときには、県の機関、国の機関と連携してやっていこうということだそうです。あくまでも子どもさんのことですから、0歳から18歳までの子どもやその家族ということでもなされておりました。大事な一つ取り組みだなあとと思います。南関町でこれが急にできるわけではないんですけども、より一層の各課の連携をお願いしたいという思いで一つ出させていただいた次第でございます。

それでは、ちょうど1時間ですので、まとめに入りたいと思います。先日ちょっと新聞を見えておりましたら、投稿の中にこんな話を見付けました。40歳の女性の方だったんですが、お母さんだったんですが、自分の子どもさんはもう20歳過ぎて一人立ちをされとるんですが、ふと二十数年前の娘が小さい頃の写真を見つけたと。我が子なんです、こんなに我が子がかわいかったのかということも思ったと。つまり、子育て中は本当に髪を振り乱して、ご飯を食べさせなん、おむつを替えなんということで一生懸命だったけれども、ふと改めて二十数年経ってみると、自分の子どもがこんなかわいかったのに気づいたということで、今のお母さん方もいろいろ一生懸命子育てを頑張っておられるだろうけれども、ふと自分の子を見てあげる、かわいいなあということで見てあげる気持ちの余裕をもってほしいなあということを投稿されておりました。要は、この気持ちになるように、行政がやっぱりサポートするのが大事なこと

だろうと思われましたので、一つご紹介をさせていただきました。

今、安倍政権、いろいろ子育て関係を出してきております。今日、確か子ども貧困対策の法案もできるようでございます。ぜひ東京政府のほうに、国のほうにアンテナを張っていただき、南関町が乗り遅れないように、町のためになるような子育て支援施策を打っていただきたい。決して箱物じゃなくて、マンパワーでございます。ソフト面だと思いますので、打っていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。お世話になりました。

○議長（本田眞二君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日20日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日はこれにて散会しますが、意見書に賛同される方は、ぜひ今日、帰りに署名してください。起立、礼、お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時42分